明治二十七年二月廿六日第三種郵便物認可

毎月一回二十日發行

明治廿一年五月創刊

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.

No. 7. July 1910.
VOL. XXIII.

監獄協會雜誌

明治四十三年七月二十日發行

第貳拾參卷
第七號

監獄協會發行

第貳拾參卷第七號目次

○論　說……（一　頁）
○プロイセンに於ける出獄人保護事業の過去及び現在……
……司法省參事官　谷田三郎
○寄　書……（一二二頁）
○監獄衞生雜感（其十四）……金澤石崎貸樂生
○司獄吏員と其家庭に就て……岡山藤井檀窓
○奬井獻井引……櫻井革聲
○統　計……（三〇頁）
○明治四十三年五月末日現在々監人員表……
○明治四十三年五月末日現在受刑者罪名表……
○明治四十三年五月末日現在々監人員監獄別表……
○救護事業……（三六頁）
○北海道樺戸監獄……
○南越福田會……
○栃木免囚保護會の合併……
○山口縣の保護規程……
○雜　錄……（三九頁）
○讀書餘談（一）……谷田生
○監獄官練習所の修業證書授與式……
○東京所在監獄醫務所長協議會……
○東京附近教誨師協議會……
○神戸附近教誨師協議會……
○神戸監獄のカード式領置金整理と練習船……
○精麥機据付に就て……
○安濃津監獄の近火……
○逃走事故……
○三ヶ月間の工錢と賞與金……
○眞木事務官の消息……
○各地通信……（六二頁）
○東京たより……
○長野たより……
○本會記事……（六五頁）
○茶話會……
○監獄官練習所日誌……
○叙任及辭令……（六七頁）
○質　疑……（六八頁）

監獄協會雜誌第貳拾參卷第七號

論　說

プロイセンに於ける出獄人保護事業の過去及び現在

司法省參事官　谷田三郎君

今日は茶話會の會日でありますので、私に何かお話をしろといふことでありますが差向き面白い演題も見出しませぬ、それで彼是考へて見ました末、今年は典獄會議のありました時分にも司法大臣が特に免囚保護のことの注意がありまして、各新聞などにも是を記載し世間でも追々此免囚保護のことを注意するやうになりました、又典獄會議の前にも司法大臣が地方官を御集めになつて其席でも免囚保護のことのお話がありまして、近來各府縣の方でも知事が免囚保護の協會を立てる、若くは免囚保護の取締の規則或は奬勵の順序を定められるといふやうなことがボツ〳〵と現れて來るやうになりなしたから、此際私が多少取調をして居る外國の事例を御咄致すのも時節柄全く無益ではあるまいと存じまして、本日は獨逸國に於ける免囚保護の事を申述べることに致しました。

免囚保護のことは獨逸に行つてからあちらこちらと實際を見て參りましたが、獨逸聯邦の中でも此事業の最も發達して居るのはバーデン大公國でありまして、バーデンの免囚保護會の組織及其の行動が獨逸全土の模範になつて居るのであります、私は其有樣を見て來ましたので、その事をお話しやうかとも存じましたが、バーデンといふ國は小さい國でありまして、政治上及社會上の關係が餘程異つ

て居りますから此方は後日に讓つて今日は獨逸聯邦の中の普魯西王國の免囚保護事業に就て御話を致さうと思ひます。

普國に於ける免囚保護事業の現況を述べる前に一應此事業が發達して今日に至つた沿革の大要を略言致さうと思ふ、大凡そ如何なる事業でも如何なる制度でも夫々發達の歴史を有たぬものはありませぬ、而して其事業制度の性質を知らんとするには先づ以て其歴史を知らねばならぬ、沿革を知らぬ以上は到底制度文物の眞相を窺ふ事は出來ぬのである、夫れ故に普國に於ける免囚保護事業の事を說明するに付ても先づ發達の經過を申上る必要があるのでありますが、私が是より述べんとする沿革談は獨り普國が踏み來つた經路を明かにするのみならず、其の或る部分は我日本の將來に於ける斯業發展の前途を暗示するものゝ樣にも考へられますから、諸君もドウカ其の御積でお聽を願い度いのであります。

新式の保護事業即ち私立協會の手で經營する所の保護事業は其起源が左のみ古くないのでありまして、今から百三十四年前の千七百七十六年にリツチヤード、ヴヰスターと申す亞米利加の慈善家が同國のヒラデルヒヤで設立した免囚保護會が保護會社の開祖たる名譽を荷ふて居るのである、普國に於ても始めて保護協會の出來たのは今より八十四年前の事で、夫の有名なるフリードネル等が千八百二十六年デユツセルドルフに設立したラインウエストフヲーレン監獄協會が普國免囚保護會の嚆矢であります、右の如く普國に於て始めて保護協會の立つたのは千八百二十六年でありますが、免囚保護と云ふ思想の開發したのは是より尙百年以上も前の事で、千七百十年には既に免囚保護に關する勅令が發布されて居るのであります、そこで普國に於ける斯業發展の跡を通覽して見ると、大略三期に分ける事が出來るであらうと思はれる、即ち第一期は千七百年代の始の頃から千七百八十年頃に至る迄の間であつて、此時期に於ては大地主——其頃の大地主は殆んど大名の

如き地位を占め、所領内の百姓に對しては行政司法の權力を有つて居つたものである——此等に對し免囚保護の必要を說き、出獄人を擯斥せず成るべく彼等を扶掖して職業を授ける樣に努力せよと云ふ事を訓示して居る、此時代を名けて訓示時代とでも申しませうか、是が第一期であります、第二期は千七百八十年頃から千八百三十年頃に至る迄の間であつて、此時期に於ては政府は單に訓示のみに止らず高壓的に出獄人を町村長大地主に引渡し必要ある場合には政府自ら裁判官をして免囚保護の事を實行せしめて居る、此時代を强行時代とでも申しませうか、是れが第二期であります、第三期は千八百三十五年頃より以後に係るのであつて、此時期に於ては免囚保護の概念が漸次民間に普及し、保護事業が政府の手から追々私人の手殊に保護協會の經營に移り、政府は私人の保護事業を奬勵監督するに止めて居る、此時代を監督時代とでも申しませうか、是れが第三期の有樣であります、以下簡單に右時代の變遷を御咄し致さうと思ふ。

千六百年代の中頃までは刑罰は專ら威嚇主義に基いたものである、罪囚に對し成るべく多大の痛苦を與へ一面に於ては被害者の復讐心を滿足せしめ他の一面に於ては世人を警戒せんとするのが刑の目的で、囚人の改善を圖り出獄後社會の良民と爲すと云ふが如き考は行刑上全然見る事を得なかつたのである、從て此時代には免囚保護の觀念も亦た全く見る事を得ぬのであるが、千六百年代の中頃から改善主義の刑罰思想が少しづゝ學者や政治家の中に開發して來て終にかの懲役場の設立を見るに至つたのであります、所謂懲役場と申すものは輕微な犯罪人で未だ改善の望のある者を收容し强制的に作業——重に紡績、機織を課する場所であつて、其趣意は浮浪人、乞丐、主家の財物を橫領竊取した雇人徒弟の如き勞働を嫌ふ事が主たる原因となつて犯罪に陷つた者を此に集め、一には彼等をして手職を學ぶと共に勞作力役の慣習に馴致せしめ彼等が出獄後正業に就くの基を作り、又一には之に依て國の產業を發達せしめんとするに外ならぬのであります、プロイセンでは此趣意を以て千六百八十六年

に懲役場設立の勅令を發し、翌十六百八十七年にスパンダウ懲役場を開設して乞食、浮浪人、不良の徒弟などを集め、此等の者に毛織の作業を課し産業の發達及び將來に於ける良民の養成に努めたのである、而して其の結果は如何であつたかと云ふに、懲役場に於ける敎養の效に因つて職業を覺え且つ前非を悔悟し、天晴れ正業に就く覺悟を以て出場する者も往々出來たのであるが、彼等が社會に歸つて見ると世人は彼等を輕蔑し擯斥して相手にせぬ、職業を求めても與へて呉れるものがない、玆に於てか、彼等は已むを得ず復た元の乞食となり浮浪の徒となつて再び懲役場に舞ひ戻つて來る、斯樣な譯で世人が出場者を排斥する爲めに折角の設備も其趣旨を貫く事が出來ぬ所から、普國政府は千七百十年八月二十八日付を以て一般官吏及び大地主等に對して勅令を發した、是が免囚保護に關する第一の勅令でありまして、此勅令の趣意に要するに織物業者等が懲役場の出場者を擯斥して職業を授けぬ爲めに懲役場設立の目的たる勸業授産の本意を達する事が出來ぬ、夫れ故に有司を始め一般民衆に於ても深く此に留意し、苟且にも出場者を嫌忌する事なく、務めて彼等を誘掖し就業の途を與ふべしと云ふに在るのであります、此勅令が出たにも拘らず世間で出場者を排斥する風は更に止まぬ所から、千七百十六年十一月に至て免囚保護に關する第二の勅令を發し、故なく出場者を疎外して就業の請を拒絕したる織物業者は五十ターレルの罰金に處すべき旨を定めたのである、此勅令も餘り效がなかつた樣であるが、一方に於ては文明の進歩に連れて刑罰の觀念が嚴酷主義を離れて人道主義に移り、裁判官が刑を適用する上に於ても、生命刑肉刑を避けて成るべく自由刑を適用する樣になつて來た、然るに自由刑を執行する爲の設備は別に無いのであるから差し向き懲役場に入れる、そこで懲役場は益々繁盛して來て此迄の如く乞食浮浪兒の類のみならず普く自由刑囚を收容する事となつたと同時に當初懲役場設立の本旨たる勸業授産の精神も亦た沒却せられて作業の設備も衰微して仕舞つた、而して一面政治上の關係を見ればフリードリヒ第二世即位以後銳意領土擴張の事に熱中し頻年兵馬倥傯國歩多

難、復た獄務の事免囚保護の事などを顧みる遑がなかつたのである、如此有樣で前に述べた千七百十六年の發令後六十年餘りの間は免囚保護に關する特別の法令又は設備が出來なかつたのでありますが、此間に於て浮浪乞丐の徒は愈々多くなる、出獄人は生計の途に迷ふて忽ち元の懲役場に舞ひ戻る、公安維持の必要上其儘に差措き難い所から千七百七十二年の十二月になつて新に勅令を發した、其趣意は懲役場に拘禁する囚人にして出場後生計の見込なき者は刑期滿了後と雖も引續き拘禁すると云ふのである、然るに出場後生計の見込確實なる者は甚だ少ない、一方では懲役場の新入者は倍々殖へる、終には收容の場所が無くなる、新しい者を收容するにはドウシテモ古參の者を吐き出さねばならぬ、さりとて社會が免囚を嫌忌する情勢は依然變らぬのであるから吐き出しても復た直に呑み込まねばならぬ、仕方がないから政府は高壓的に出場人を原籍地に送還し、本人の隷屬する大地主に押し付ける策を採つた、千七百八十二年十二月一日の勅令は即ち此策に出たものである、此勅令に依ると懲役場から囚人を放免する際には先つ以て歸住地即ち原籍地の町村役場又は本人の領主に當る大地主に本人の釋放の時と道筋を通知し豫め保護の方法を立てゝ置く樣に命令をする、又た本人が歸鄉の道筋に當る町村の吏員にも本人通過の日を通報して遞傳護送の事を命じて置く、而して本人には旅券を下附し途中町村の遞傳護送を受けて鄉里に歸らせる、道筋の町村吏員が命令に違つて遞傳護送を怠るときは其吏員を罰する、鄉里に還つた以上は地主は少くも一個年間本人を雇ひ入れて衣食住を授ける義務がある、地主が一個年後傭ひ續ぎを欲せざるときは自ら雇主を周旋して遣るか又は其他相當の生活方法を立てゝ遣らねばならぬのである、是れが千七百八十二年の勅令の趣意でありますが、斯樣に强制的の命令を出しても出獄人は尙且つ生計を得ずして累犯に陷るものが多々ある、其處で時の首相フォン、カルメルと云ふ人が上等裁判所の意見を聽き取た末、千七百九十三年七月二十二日附參事院に對する訓令の中に免囚處遇法を立案提出すべき旨を命じた、此訓令が事實となつて現はれたのが千七百九十

七年五月二十七日の出獄人取扱規程である、此規則は全篇二十五條より成る極めて綿密なもので、此種の法規中最も詳細な規則であります、此規程の命じて居る所に依ると、裁判所が刑の言渡をしてから未だ受刑者を懲役場なり禁錮監なりに送さぬ前に裁判官が第一本人の原籍地及び歸住地、第二出獄後の生計方法、第三本人を保護すべき親族の有無を一應本人に就て聞き糺し、其陳述に基て事實を取調べ調書を作る、其取調の結果本人が相當な糊口の途を有つて居るか又は保護の任に當る確實な親族があるか、其他本人の人格行爲等に照して出獄後世人の擯斥を受け累犯に陷る樣な虞のない見込が十分に立つ場合には特別の手當をせぬが、本人に於て差し向き生活の途を得る見込なく且つ保護すべき親族故舊もないと云ふ場合には裁判所の處分を以て出獄後の保護方法を定めるのである、即ち本人が町村に籍を有つて居る者であれば判決裁判所は其町村役場に本人の刑期、出監の時期を通知する、そうすると其町村は本人が出獄して役場に出頭する迄に相當の職業を拵らへて置く義務を負ふ事になる、若し本人が町村に籍を有つて居らぬ無籍者であつたとすればドウするかと云ふに、此場合には本人が最後に滯在して居つた地の裁判所又は出生の地の裁判所又は歸住地の裁判所が町村に代つて保護の責任を負ふ、籍もなければ滯在地もなく、出生地も不明なれば親權者もないと云ふ樣な者に付ては已むを得ぬから判決裁判所で保護の責に任ずる、以上保護の義務ある町村又は裁判所は本人の出獄後之に相當の職を授けて遣らねばならぬ、而して其職業の種類は素より一定する事は出來ぬが、公の土木工事の人夫などには先つ此出獄人を使用すべしと云ふ事になつて居る、又年齡疾病等の事由の爲めに職に就く事の出來ぬものは保護の責任ある町村なり裁判所で衣食住を與へて養つて遣らねばならぬのである、右の外千七百九十七年の出獄人取扱規程には歸住地の裁判所が判決裁判所と異なるときは判決裁判所より歸住地の裁判所に調書を送致し出獄後の處置を一任する事、裁判所が町村の保護の仕方を監視する事、裁判所より監獄に對する通牒の事、監獄に於ては一年以上の刑期の者に

對しては本人が當初裁判官の面前で申立た出獄後の生計方法の事を釋放の三ヶ月前になつて今一度問ひ直し、變りのあつたときは其旨を裁判所に申報する事、監獄に於て本人釋放の際に申し聞かすべき箇條の事、旅券の事、途中の護送方法に關する事など一々詳しく規定してありますが、之は省略いたします、以上述べました千七百九十七年の出獄人取扱規程が後に千八百五年の刑法中にも採用せられたのでありまして、是は誠に善く當時の情況を明かにするのみならず普國政府が免囚保護の事に付て如何に熱心であつたかと云ふ事を證明するに足るものと思ひます、右取扱規程發布の翌年フリードリツヒ、ウイルヘルム第三世が王位に即かれて數百の囚人を大赦せられた時にも一般官憲に對し出獄人を保護して正業に就かしむべしとの勅語があつた、其翌年にも內閣大臣に對して免囚保護の勅諭を下され、殊に千八百一年には囚人改善免囚保護に付き適當の設備を爲すべしとの勅旨があつて、政府は此に基き伯林勞役場を設立した、夫から後千八百三年及び千八百五年にも訓令を出して前に述べた免囚保護規程を補足し其都度保護の責ある官署公署に對して注意を加へたのではあるが、實際に於ては尙且路頭に迷ふて再犯に陷る出獄人の數が尠くない、そこで政府は裁判所を督勵する爲めに、出獄人の就業成績を報告させる事に致した、處が其報告は兎角延滯して期限通りに進達せられないものであるから、政府は千八百十六年頃から二三年の間引き續き頻りに通牒を發して裁判所の怠慢を責め、終ひには報告を怠つた裁判官は罰金に處すると云ふ布達を出す迄に進んだのであるが、其の內に監獄改良の聲が追々高くなるに隨て免囚保護の事も一般の注意を惹き、民間の有志者にして斯事業を經營する者が現るゝ樣になつて、千八百二十六年には先に一言しましたライン、ウエストフヲーレン監獄協會が設立せられ、其翌年には伯林免囚保護會が設立せらるゝに至つたのである、此以後千八百三十二三年頃迄は政府も時々訓令を發して官憲を督勵して居りましたが、民間の事業が勃興する機運を看取てからは、主として保護思想の普及と私立協會の發達を奬勵する樣に成つて來て、結局千八百三十五

年四月二十二日內務大臣の訓令を以て是迄行ひ來た出獄人取扱規程の大部分を廢止し、保護事業を官營より民營に移して、政府は專ら民業の監督を爲すに止まる方針を發表したのであります。

普國の出獄人保護事業は右申上た樣な徑路を經て官業時代から民業時代に移つて終に現今の有樣を形造るに至つたのである、而して此新時代に於ける斯業の發達は聽て此間に於ける社會の變遷及び刑事政策の發達と相表裏して居るのでありまして、斯業發達の經過を說明するには勢ひ十九世紀の社會史と刑事政策の沿革史を述べねばならぬのでありますが、時間が許しませんから詳しい事は一切略しまして、極く簡單に其要領を申しますれば、十九世紀の文明は絕大なる科學の進步と工業の發達とを齎したが、之と同時に非常なる貧富の懸隔と之に伴ふ犯罪の增加とを釀したのである、殊に一般の累犯と少年の犯罪に於て著しき增進を現はした結果所謂刑事政策の研究を促す事に成つた、刑事政策論は即ち如何にして犯罪を鎭壓すべきかと云ふ問題であつて、此問題を種々の方面から研究した結果免囚保護は犯罪減滅策の中で最も有力なる方法であると云ふ事が益一般の認識する所と爲り保護會の設立は愈々盛んになつて、千八百九十年頃には其數が殆んど二百近なつて來た處から遂に今より十五年程前即ち千八百九十五年に普魯西の內務司法文部の三大臣が連署致しまして中央保護會の設立を奬勵することになつたのであります。其譯はあちらこちらに小さな會が澤山あつても、これを統轄するものがないと、步調を一にして働くことが出來ない、殊に免囚保護の性質上保護を受ける人間は甲の場所から乙の場所に屢々移ることがありますから、甲乙の間の保護會の聯絡が充分付いて居らなければ保護の働きも固より充分でないのである、そこで免囚保護會が澤山出來るに從つて、どうしてもこれを統轄して行く機關がなければならぬ、各免囚保護會の間の聯絡を付ける一つの中央機關がなければならぬと云ふ必要が認められて私が先程申したバーデンなどでは既に千八百八十年の初め頃から中央保護會を設けて、首府のカールスルーヘに設立して、それが總ての小さい協會の眞中に立つて相互

の聯絡を取り且つ其代表者を集めて此事業の發達を圖ることになつてから、其成績が一層宜いのであります、そこで普魯西に於てもバーデンの手本を取つて千八百九十五年に今申した三大臣の連署を以て各府縣知事に訓令を出したのであります。又司法大臣は別に控訴院長、檢事長などに訓令を出して中央保護會即ち聯合會の設立を促がしたのである、此訓令の效能が現はれまして、其翌年頃から段々と中央會の設立を見ることになつた、中央會の數が多くなれば多くなる程各保護會の活動が盛んになつて來る、保護會の活動が盛んになればなる程保護思想が一般に發達して來る、其結果は保護會員が多くなる、新しい保護會社が設立せられて保護會の數が殖へて來る、か樣な譯で、今日では各縣每に必ず一個の中央保護會があつて、其數が總體で十一個所で之に屬する地方保護會が四百五十有餘を算すると云ふ盛況を呈して居るのであります。

保護事業の發達は獨り保護協會の增加のみを意味するのではありません、保護會の數が殖へて來たと同時に會の事業の範圍が大に擴張せられたのであります、是から少しく其事を御咄致さうと思ひます。

出獄人保護事業の沿革史の第一期及び第二期に於ては唯だ出獄人の一身を保護するといふだけのことであつたのでありますが、近頃に至つては單り出獄人の一身のみならず其家族をも保護する事になつた、是は實に道理のある事と思ふ、蓋し自由刑は現今の刑罰制度に於て最も適當なる刑罰方法であると云ふ事は學者も實際家も認めて居るのでありますが、併しながら此自由刑と雖も未だ以て刑は一身に止まるといふ譯けに行かぬのである、一家の大黑柱たる主人が懲役に行つた跡で其妻子眷族が悉く飢に泣くといふ事態は世間常に見る所である、又た入監者是は刑罰實行の結果已むを得ぬのであるが、さりとて其儘に放置すべきものではない、斯樣な結果を生ずるのは畢竟刑罰方法の缺陷と謂はねばならぬ、此缺陷は成るべく之を補はねばならぬ、然らざれば刑罰の效を完ふする事が出來ぬ、又た

本人の身になつて見ても、家に殘て途方に暮れて居る妻子のある事を思へば、衷心堪つたものではあるまい、此憫れなる妻子眷族を保護して呉れる人のあると云ふ事は此上もない難有い事で眞に無類の慰安である、家族の保護は積極的に如此き顯著なる功德を有するのみならず之を消極的に觀察して家族に對する保護がない場合を考へて見ると、家族は窮迫の餘り是れ亦た犯罪に陷らぬとも限らぬ、又た在監者本人も心配と失望の極自暴自棄に陷り益々罪惡の底に沈む虞がある、して見れば家族の保護は何れの點から論じても非常に必要な事業であつて、保護事業の一項目とするには極めて適當である。

それから以前は保護事業と云へば專ら出獄人に旅費を呉れてやるとか、或は着物を呉れてやるとか又は職業を見出してやるといふ樣な慈惠的の事ばかりであつたが、追々事業が發達するに從て保護會は單に慈惠の機關たるのみならず學術的機關特に刑事問題研究の機關たる役目を勤むる樣になつた、これは畢竟、免囚保護の仕事は多くの人が寄つて銘々自分の特有する能力を以て會の爲に盡し、延いて出獄人の利益になるやうにしてやるといふのが本意でありますが、中には學者などで保護の志もあり意見もあるが自分で常に奔走することの出來ぬ人がある、色々好い考は持つて居る、斯う云ふ手段を用ひたならば犯罪撲滅の方法として最も效力があらうとか、又た斯ういふ風にしたら在監人なり出獄人なりの爲めにもなり、其家族を保護する上に於ても都合が好からうとか云ふやうな意見は有つて居るが、奈何せん不斷自分で飛び廻はつて周旋する遑がない、さういふ人には歩く代りに保護協會で意見を發表して貰ふて之を公にする事に致して居る、其他直接に保護事業に屬せざる事柄であつても刑事政策に關する有益な意見や議論は之を蒐集して世間に發表するのみならず必要な考案は或は政府に建議し、又は議會に提出して其實行に努めて居る、現今重要な刑事制度は免囚保護會の提案になつたものが頗る多いのである。

近時に至て保護會の組織が愈々鞏固になり、其働が益々敏活に趣いて十分信用を措くに足る樣になつたものであるから、政府は從來官憲の手で實施して居た事務を保護會に委託する事に致した、其第一が出獄人に給與する作業賞與金の保存方である、作業賞與金は出獄人が正業に就く資料と爲す爲めに給するものであるが、彼等は動もすれば之を浪費して給與の趣意を空するのみならず、浪費して了つた曉には自暴自棄に陷り犯罪を再びする樣な事がある、玉を抱て罪あるは小人の常であるから、右賞與金給與の旨趣を貫くには確實なる者に保管を託し、苟も正當の事由がなければ使用を許さぬと云ふ方法を講じなければならぬ、此趣意を以て以前は作業賞與金を警察署又は町村役場の保管に附したのであるが、保護會が確實になつてから此仕事を會に委託する事になつたのである、其第二が監視中に在る者の監督を警察の手から保護會に移した事である、抑監視制度の旨義は出獄人をして再犯なからしむる爲めに彼等を警察の支配內に置き、警察をして絕えず彼等の行動を監督し過なきを保たしむると云ふに在るのであつて、此旨義は素より惡いのではないが、實際に行つて見ると益よりも害の方が多いと云ふので我日本でも喧しい議論の末、新刑法では監視制度を廢することになつたのであります、獨逸や佛蘭西では未だ之を廢しては居らぬが、監視の弊害を論ずる聲は甚だ高いのである、而して此論の理由とする所は先々我邦で行はれた監視廢止說と畧ぼ同一で、監視は出獄人の自由を過度に制限して彼等の生存に必要なる行動を妨げ、彼等をして餘儀なく再犯に陷らしむるものである、殊に著しき弊害は警察の干涉である、警察官は時を顧みず被監視人の住所に踏み込んで來る、又た何の考もなしに被監視人を呼び付ける、何か犯罪事件が起れば斷えず被監視人の跡を付け廻る、其處で被監視人は隣り近所からは睨まれる、雇主からは暇を出される、是では トテモ溜まつたものではない、是では監視破りの出來るのは當然である、かう云ふのが監視廢止論の理由である、此議論は餘程有力で、現に昨年の十月に公表せられた獨逸刑法前草案では此議論を採て監視の制を廢止しました、併し

是は議論の事で實際に於ては此制度が法律上現に生きて居るのでありますから、執當面の務としては成るだけ弊害を矯める事を圖らねばならぬ、其弊害を矯める方法としては警察官の監督に代へるに保護協會の監督を以てするが最も適當であると云ふので、此事務を保護會に委託する事になつたのであります、夫から第三には居住禁止の執行停止中に在る者の監督である、獨逸には居住禁止と云ふ處分がある、是れも監視と同樣裁判所が言渡して警察が執行するのである、此居住禁止の處分を受けた者は一定の場所に居住する事が出來ぬ、然るに人に依りてはある一定の場所に居らねば職業を見出すのに困る者がある、此樣な者は居住禁止の處分を受けた爲めに忽ち糊口の途を失ひ再び犯罪をする事が隨分澤山ある、そこで中央保護會では詳細な統計を取つた末に、政府に建議して言ふに是は實に窮屈な規則である、斯やうな者は我々保護會に於て充分に監督さへすれば社會に害を加へる虞がないのであるから、我々が保護する者に對しては退去の執行を停止することの途を開いて貰ひたいといふ建議をした、それを政府でも容れまして退去命令を受けた者は、或條件の下に於ては其執行を停止することが出來る、此場合に於ては監督を保護協會に任せるといふ規則を出したのであります、それから後は保護協會が監視人を監督して居るのと同樣に退去の命令を受けて、執行の猶豫になつて居る者をも保護監督するといふ有樣になつて居る、夫れから第四には刑の執行猶豫中に在る者の監督である、獨逸法も我國の法律と同じく執行猶豫中に在る者が期限内に再び罪を犯せば先に受けた特典は始に溯つて效を失ふのであるから此執行猶豫の言渡を受けて居る者を監督して間違のない樣に導いてやると云ふ事は非常に大切な事柄である、然るに此監督を警察官に任せることになると、丁度監視で起つたやうな弊害が又監督に伴つて來る譯でありますから、警察官に任せることは甚だ宜しくないといふことで矢張り此執行猶豫を受けた者の監督も保護協會が引受ける有樣になつて居る、それから假出獄に依つて出獄して居る者に就ても矢張り監視なり或は住所禁止命令の者其他執行猶豫の者と同樣に警察の

監督に付するよりは保護協會の監督に付した方が總ての點から考へて便利であるといふ主張を致しまして、其事を保護協會の聯合會が政府へ建議致しましたけれども、それは政府の方ではまだ容れない其理由は假出獄中に在る者は兎に角まだ刑の執行中にある者であつて、全然出獄してしまつた者と同視する事は出來ないからそれも保護協會に任せることは相當でないといふ趣意からして此建議は採用は致して居らないのでありますが、かのバーデン國などでは既に早くから保護會に假出獄者の監督を託する事になつて居る、又普國に於ても實際は保護會が假出獄者の保護を致して居るので、監視執行猶豫と餘り違ひはない樣であります。

現今一般の保護會の事業は大體右申述べた樣な仕事でありますが、尙伯林免囚保護協會などでは此外に色々の變つた仕事をやつて居る、即ち一昨年から伯林には幼年裁判所といふものが出來たのであります、あちらでは幼年犯罪者の處分論といふことが非常にやかましくなりまして、幼年犯罪者に對しては普通の刑罰を以て望んでも駄目である、これは敎育主義でやらなければ効がない、又た幼年犯罪者の取調べも同樣で、成年者を扱ふやうな訴訟のやり方では宜敷ない、殊に幼年裁判を司る人は特に幼年のことに就て智識ある人で且つ其方に趣味を有つて居らねばならぬ、さう云ふ人が居て特別の方法を以て裁判をしなければならぬといふ考から致しまして、幼年裁判所といふものを設けたのであります、さうして此幼年裁判所では先づ子供の性質を知る爲に色々事實の探知をする、それから其子供の身元や生立を知る爲に親の身元から家族の模樣を詳しく調べるのであります、ところが此調をする爲に警察官が行くと調べられる家でも非常に迷惑を感ずるのみならず、又實際事が餘り角張り過ぎて事實の眞想を得ることが出來ない虞がある、其所で之には何か特別の事實搜査機關がなければならぬといふことからして色々考へた末に、結局此等の事實の探知を保護會に委託する事に決したのであります、それで伯林の保護協會などでは幼年裁判所の爲に警察に代つて事實探知をやつて居る有樣

であります。

上來申述べました通りに、現今の保護事業は仕事の範圍が非常に擴張されて、以前の如く單に出獄人に衣類旅費を給與し職業を紹介すると云ふ事ばかりではなく、在監人の家族を保護したり、裁判所の爲めに事實探知の役を勤めたり其他汎く一般刑事政策に關する研究を發表したりする事なども保護會社の事務の中に這入つて居るのであるから、今日では免囚保護若くは出獄人保護と云ふ名稱は狹きに失して事業の實際を現はさぬのであります。

此樣に保護會が發達して其事業の範圍が廣くなつたとすれば、國家はどういふ點に於て保護事業に加功して居るかといふと、直接には斯の事業を經營はしないが、終始其發達を奬勵する責任があるといふ考を以て折々訓示等を出して其の意思を言現はして居るのみならず、保護金を出して奬勵に努めて居ります、尤も其額は餘り澤山ではない、現今普魯西で出して居るのは僅か三萬四千「マルク」(一萬七千圓)程である、此奬勵金は政府から中央會に交付する、中央會は自己の組合に屬する總ての保護會を通覽し、必要に應じて之を地方保護會に配分することになつて居ります、其他現今に於ける國家的保護行爲としては釋放の際相當の着物を持つて居らぬ出獄人に着物を與へてやる、又旅費を持つて居らぬ者には乘車券などを買つてやることを致して居ります、これは我國でもやつて居ることでありますから詳しくは申しませぬ、唯だあちらでは乘車券などを買ふに付ても餘程注意をして、本人に切符を渡すのが宜敷ないと見た時には監獄から鐵道廳に宛て此者は何處まで乘せてやつて呉れ、途中で降して呉れるな、金は監獄の方から拂ふからと云ふ事を記載した切手のやうなものを渡してやる、それを囚人が鐵道の役人に示すと、鐵道では乘せた後で監獄へ金を取りに來ることになつて居ります、それから着物をやる事ですが、これも司法省の監獄と內務省の監獄とで聊か振合が違ふ、內務省の監獄では可なりよい着物をやるのです、それは出獄する時分には出たら何所の簿記係に行くと

か或は何所の會社の事務員になるとかいふことがチャント分つて居るから相當な口があつて人並の風をして行かなければならぬやうな職業に就く者にはそれ相應の着物をやるのであります、さういふ點は向ふの方が餘程行届いて居ると思ひます、これ等が以上述べた所が國家の免囚保護事業になつて居るのでありますが、要するにこれ等のことでも民間の會社がやつて居るのであります。

それから保護事業の經營者は總て協會ばかりであつて我日本のやうに一個人の事業はないかといふと、是も有志の人がやつて居るものも絕無ではありますまいが、さういふものは極めて少く、殆んどないと云つてよい位であります、其譯は此種の事業は成るべく廣く各種の分子を集めて來なければ効がないのであるから、是は社團でやる仕事であつて、一個人の仕事には適しないのである、社團的の仕事であつて而して國家の機關と互に相協力して目的を達するので一私人だけでもいかず、國家だけでもいかず、社團が一私人と國家の間に這入つてやるべき仕事であるといふことが歷史に依て證明せられてからであります。

以上を以て普國に於ける保護事業發達の沿革、現今保護會社の實行して居る仕事の範圍、國家と個人が斯業に對して如何に加功して居るかと云ふ事の一班を略說致しましたから、是より統計に依て現今存在する一般保護會の數、其組織及び成績を述べ終りに至て特に伯林免囚保護會社の最近の事業成績を御咄致さうと思ひます。

先づ保護會社の數でありますが、是は先にも一言した通り最近の報告即ち一昨年の四月一日から昨年三月三十一日に至る年度統計に依れば、プロイセン全國に於ける保護會の數が四百五十一でありまして、前年に比し九ヶ所を增して居ります、それから各縣に必ず一個の中央保護會があつて、其總數が十一個所であります、又た財產は七十二萬三百五十「マルク」(三十五萬圓餘)で、これを前年と比較

すると三萬三千五百「マルク」餘增して居る、收入支出の割合を見ますと、收入が三十七萬六千九百「マルク」支出が二十九萬「マルク」餘でありまして、それから一體これをどういふ人がやつて居るかと云ふと樣々の種類の人が會員となつて居ります、役人も居りますれば僧侶も商賈人も地主も居る御醫者樣も居れば敎師も居るといふ譯けで世の中のあらゆる階級の人が寄つて居ります、さういふ風に種々の階級の人間が寄つて會を組織して居るといふことが向ふの特色であります、一體此會の重な仕事は職業を紹介するといふことでありますから職業を紹介するには樣々の方面に奔走する人があつて種々な階級に顏を出す必要がある、其點から申しても色々の分子の人を集めなければ仕事が出來ないのであります、それで色々の人を集めて居るのであります、會長は大抵半數以上は檢事長であるとか檢事正であるとか或は裁判所の所長部長のやうな人がやつて居ります、それから會員の數を申すと中には田舍にあるもので極く小さいのになると會員五六人で會を成して居る所がある、又大きいのになると千四五百人位の會員を有するのもある、例へば伯林の保護會などは九百四十九人グルンの監獄協會の會員は九百五十人とか斯う云ふのは大きいのであります、それからウヰスバーデンにある「ナツサオ」監獄協會は千貳百三十八人の會員を有する、斯ういふ風に大小色々あります、又名稱も色々になつて居ります、或は單に免囚保護會といふのもあれば新敎徒免囚保護會といつたり舊敎徒免囚保護會と云つたり又監獄協會といふ名で免囚保護のことをやつて居る所がある、監獄協會と云へば大抵免囚保護の仕事をやつて居るのでありまして、監獄の仕事と免囚保護の仕事は最も密接の關係を有つて居ることは言ふまでもないのでありますから監獄協會を標榜して居つて免囚保護をやらないものは大抵ないのであります、我監獄協會の如きも其事に注意して現に一昨年講習會も開いたが、わたくしどもでは殊に監獄協會の仕事として免囚保護に重きを置いて居る、それから布敎の目的を以て出來て居る內國傳道會といふのでやつて居る所もある、我國では近來佛敎の團體で免囚保護のことに從事する人を見るので

ありますが、あちらでも此仕事には宗敎家が最も澤山關つて居ります。

それから實際にどの位の事業をやつて居るかと申しますと、內務省所管の懲役監の出獄人即ち懲役囚に付て云ふと一割二歩から一割六歩位までは總て保護協會の保護を受けて居る、又司法省所管の禁錮監の出獄人でも九千八百十六人は保護協會の世話になつたことになつて居ります、私は伯林の「モアビート」の監獄に居つて實際を見ましたが、此處には懲役囚ばかりが這入つて居る。此囚人に對し豫め出獄後は保護協會の世話になるかならぬかを問ふのです、中には立派な家を持つて居り親戚を持つて居つて世話を受ける必要のない人間もある。さういふものは私は御世話になる必要はありませぬといふこちらの御前は世話になる必要はなからうと云つて認めてやる者もあるが、大抵のものは保護の必要あるものであつて世話を受けぬでもよいものは比較的少いのであります。其所で一昨年から昨年に掛けて出獄した者が百六十八人、此百六十八人の者がどれだけ保護を受けたかといふと、それが出獄前に豫め私は保護を受けますと申出たものが百三十人あつた、然らば其申出たものが悉く出獄後保護會へ行つて保護を受けたかと申すとさうも行つて居らぬので百三十人中で八十一人だけ保護會へ行つて世話になつたのである、其八十一人中で尙小譯をして見ると、三十八人は保護會が世話をして職業に付けてやつたのであるが、殘の者はこちらで謂ふ間接保護で直接に職業を紹介したのではありませぬ、これは昨年のことでありますが、前年度には同じ伯林免囚保護會で懲役監出獄人の其六割五歩は總て職業に就けてやつたと申して居ります。即ち半分以上は伯林の保護會で世話をして仕事を授けてやつた譯でありまして、これを以て見ても其仕事は中々盛んな事が分かるのであります。

是が先つ一般の事務成績と「モアビート」に於ける私の經驗でありますが、尙是をもう一層具體的に致します爲に伯林の保護協會の事務成績を多少詳しく御話してさうしてあちらの協會が如何なる働きをして居るかを明にしやうと思ひます。これも一昨年四月一日から昨年の三月三十一日に至るまでの

成績であります。尙は附加へて置くのは此年度は殊に成績が好くなかつたと申す事でありますが夫でも其成績は中々大したものである。此伯林免囚保護會は餘程大きなものであつて先程も申したやうに千人近くの會員があつて獨逸の皇帝陛下が名譽顧問といふたやうなもので、皇帝陛下の保護の下に立つ所の我協會と書いてある位で千八百廿七年に設立されたものでありますから今まで九十年近くの長い歷史を持つて居る。餘程有力のものであります。此會はさういふ風に皇帝が保護をされて居つてどういふ人が役員になつて居るかといふと檢事總長が會長であつて相談役と云つたやうな人には警視廳や裁判所の高等の役人がなつて居ります。此所には事務長が一人居つて其下に居つて仕事をする人が十一二人居りましたさうしてどういふ仕事をやつて居るかといふことはこれから御話しますが、比較的人間が少くて大きな仕事をやつて居るのであります。事務所は裁判所の方でも私の協會とは云ひながら全く公の仕事と關聯して居る大切のものであるといふので裁判所の一隅を貸して居るのであります。區裁判所の脇の方に明いた所があつて、其所を借りて事務所にして居ります此會には三つの部があつて第一が勞働の紹介部、第二は舊敎徒の保護部第三部は在監人家族の保護部であります。斯ういふ風に部が分れてやつて居りますが、其中の最も重なるものは勞働紹介部でありますと。これはどれだけの仕事をやつて居るかと申しますと一番新らしい統計に依ります。一昨年から昨年に掛けて勞働の紹介を求めに參つた人間が五千十四人あるその中で男が五千三人女が十一人、これだけの人に對してどれだけ紹介の勞を執つてやつたかといふと四千九百五十七人に職業を與へてやつたといふのであります。これを比例して見ると八割五分强は職を求めたものに願を叶へてやつたのであります。此協會で聞くと千八百八十三年から八十九年までの二十五年間に職業紹介をした總數が十一萬三千四百十七人である。此中には多少外の方の保護もあるか知れませぬが、勞働紹介所でやつた仕事は右十一萬三千餘人あると申して居りましたが、これは話が前に溯つたのでありますが、尙續いて一昨年から昨年に

掛けての事業成績を申しますと、紹介をしてやつたものが四千九百五十七人即ち總志願者の八割五分以上を滿足せしめてさうしてそれをどういふ先へ落付けたかといふと伯林の市內に四百七十三人、市外に四千四百七十九人を片付けた譯でありますから大抵皆田舍の方へやつて居るので市內で仕事を授けたのは少いことになつて居ります、さうして一體それ等にどういふ仕事を授けたかと申しますとこれは樣々であります。賣子をして居るものもあれば簿記係に世話をしたものもあり、大きな家の門番などに世話をしたものもある。又手工業に世話をしたものもあり、御者、庭作り、作男、下男、工場の職工、煉瓦職工等に世話をしてやつた者である、然らばどういふ風にして職を見付けるかといふと、此所が最も趣味ある所で、先程も申しましたやうに會員の數が澤山ありて其會員は色々の職業の人であります。それ故に總ての職業の階級から注文が來て居るのであります。それから向ふの免囚保護の骨髓ともなるべき思想は免囚保護の仕事は金で出來る仕事ではないので會員が一生懸命熱心にやつて結果が擧るので、草鞋掛けで歩かなければならぬといふことが根本になつて居るのであります、故に會員たるものは熱心に職を求めてやるのであります。その事務所へ行つて見ると雇ひ入れの注文が絕えずあります。何時でも千位はないことはないのであるから自由にやる途がある、これは會員が熱心に進んで仕事を探がしてやるからであります。こちらでは何んでも金がないからと云つてやらぬのが弊であります。併しこれは金を幾ら使つても仕事は擧らぬのであります。あちらでは奬勵金もありますが、僅かに三萬四千「マルク」で日本に少し多い位であります。併し仕事は一つの會でも斯の如く大きな仕事をして居るのであります。

是は勞働紹介の仕事であるが、其の外に監視執行中の者を監督した數が三百三十七人、居住禁止の執行停止に在る者を監督した數が千二十七人、刑の執行猶豫中に在る未成年者を監督した數が四十人であります。それから出獄人の爲に金を預かつたのが七百八十四人分で其高が丁度一萬三千幾マルク

といふものになつて居ります』尙此協會の仕事としては書きものをする部屋が出來て居る行つて見ると誠に汚ない部屋ではあるが小さな部屋を二つばかり設けてあつて出獄者にして、筆耕の業に從ふに其場所を持たないものに貸してやるので、其部屋へ始終來て居つて賴まれて手紙の上封を書いたり其他筆耕をやつて居ります。其部屋を一年間に百五十人に貸してやつて、筆耕賃を七千百「マルク」餘儲けさした、さうして百五十人中で三十五人は確實な簿記係の地位を得たと云ふ事である、此の外に會社の事業としては寢部屋を貸して居ります。是は今日本でやつて居るやうなものでありますが、これは極く小さい範圍の仕事であります。唯だチヨツト一日二日寢る所がないといふ場合に限つて使はせるのであるが、四つの部屋に各二つづゝ寢床があつて十二人だけしか宿泊出來ないのでありますが、これが此事業年度の間にどういふ風に使用されたかといふと十二の寢臺が皆塞つて居つたことはないので平均一日に九人餘になつて居ります。これに寢せてやつて朝珈琲や麵包を呉れてやる、其費用が一日に十八錢餘づゝ掛ることになつて居ります』

右の外舊教徒保護部で保護した人間が二百三十人程ある又家族保護部で保護したのが三百十五家族あります。これが爲に三千六十二「マルク」を使つて居るそれから「クリスマス」の時に三百二十一人の子供に贈物をしたことがあります。これが重な働でありますが、これを前に申した通り僅かに十一二人の事務員でやつて居るのであります。此外に尙一人始終地方を廻つて會員を募集したり世話をしたものゝ成績を見て歩いて居る、それから事務長のネツケスといふ人が一週間に二三度づゝ「モアビート」の懲役監に出て來て出獄すべきもので保護を願ふ者を訪問して居ります。此人は特別の許可を得て居つて監房に行つて直接囚人と話が出來るやうになつて居る。又監獄官會議の席へ出て自分の意見を述べたり、人の言ふ事を聽いたりすることが特別に許されて居る。其以外に幼年裁判所に一人づゝ人を出して居ります。先つ幼年犯罪者があると警察の方から直ぐに協會へ知らせて來ます。さうすると協會は警察の直ぐ向ふにあるので、事務員が出掛けて行く、さうして其子供が裁判所へ出ない前に協會の事務員は一應其子供の生立なり境遇を聽取つて、裁判所に裁判官より先きへ出て居つて裁判官に事情を告げる、それから後は裁判官の指圖によつて色々の取調べをして意見を述べる事にして居る。

是迄陳べた所で普國保護事業の一班を御噿し致したと思ひます。終に臨んで餘計な事の樣であるが斯事業に對する監獄官の心得に就て一言致し度い、私が我邦へ歸つてからイツモ聞くのは近頃は免囚保護を願出るものが尠ない、元と監視のあつた時分には監視執行期間中は警察の監督を受けて居るから隨分願出たが今は願出る者がない、又どうも實際世話をして見ても眞に效を擧げることが出來ないと云ふことを聞くのです。成程事實はさうでありませうが、これに就てはあちらの監獄のやり方と我國の監獄の造り方とを比べて見るとこちらの監獄では盡さぬ所が餘程ある。一體囚人といふものは申す迄もなく己惚の强い頑固なものであつて、第一已を知らないのであります。それでありますから放つて置いたら保護して呉れと自ら進んで申出る者はありはしませぬ。其申出をさせるには在監中に保護の必要を感ぜしむるやうに仕向けなければならぬ。それが行刑の一番大事な所であります。一人でも多く保護の必要を感じて、自分は一人歩きの出來ない人間であつて世の中へ出た以上は保護協會の世話にならなければならぬといふことを考へさせることに務めるが一番大事である。あちらの監獄でもベーデンなどは殊にさうでありますが、監房へ這入ると直ぐ保護協會の規則と場所が貼り付けてあつて、囚人は毎日それを見て居る、さうして監房を訪問する典獄でも敎誨師でも出獄したらどうしても保護を受けなければいかぬといふことを云ふて聞かせて直に會得させるのである。眞に監獄の刑罰敎育が、効を奏したならば囚人は自ら進んで保護を願出づべき筈である、願出でないのは畢竟まだ監獄の刑罰敎育が働かないからであります。兎に角あちらでは監獄でも餘程此保護の必要を說いて自然會得させることになつて居る。而して保護會は任意に願出たものでなければ保護せぬ、又保護に適す

るものでなければ保護せぬといふのを規則として居て、改善の見込のない奴は初から保護を斷つてしまふのであります、夫故監獄では保護を斷はらせないやうな人間を拵へることを理想として務めて居るのであります。諸君に何れも監獄の事務に從事して居らるゝ方々であつて、免囚保護事業が監獄事業の繼續即ち行刑の延長であると云ふ事は夙に諸君の熟知せらるゝ所であります、併ながら此事業は本日私の述べた普國の沿革に依つても明かである如く、非常に困難な仕事でありますから、十分の熱誠と忍耐とを以て斯業の發展に努力せられて、往く〳〵は我邦でも普國の如く美しい成績を收むる事の出來る樣にならん事を希望して止まぬのでござります。

寄書

○監獄衛生雜感　（其十四）

金澤　石崎貧樂生

（一三一）最近の學說として必至說 Determinismus は即ち犯罪主義にあらずして犯人主義なり本說に於て注意すべきは中間狀態 Grenzzustände にして近來大に臨床的觀察も發達したれば立法者及び鑑定醫に少なからざる資料を供するに至れり、クラーメル氏は之に精神低能者 Geistige minderwertigkeit の名を附せり、實際この命名は醫學的にして一見その精神障碍なる意義を知り得る所にして、これを減弱責任能力者と云ふは適當ならずと辯せり精神低能者は常に六乃至八%を算し之を三樣に區別せり（殊に不良少年に付）即ち一、危險一時性にして刑の宥恕又は執行猶豫をなすべきもの、二、累犯性にして刑の執行猶豫と共に改善するに至るまで保護を要すべきもの、三、到底改善の見込なき惡性を有し永久之を監置するの必要あるもの而して之が保護救濟は立法者のみならず醫學者も關與努力すべし

（一三二）獨逸刑法改正草案は三百十條より成る其精神病學上緊要なる條文を見るに

一、責任能力

第六十三條、行爲の際、精神病、痴呆狀態若くは無意識狀態にありて、爲めに自由意思を缺きたる場合は罰せず、前項の場合に於て、全く自由意思を缺くに至らざるも高度に減弱せし場合は刑罰は未遂罪の規定を適用す、但し自ら飮酒、酩酊の狀態を招きたるの結果に出でたる場合は此限にあらず

第二項の場合に於て自由刑は其精神狀態に應じ、必要なる場合にはこれを特設の監獄に於て行ふ

（一三三）ブールネヴィーユ Bourneville 氏逝く、氏は白癡訓育上に醫學的指導をなす者の典型として久しく巴里にあり白癡の臨床學病理解剖學教育治療學に嘖々たる名聲を馳せたり千九百五年定期の年齡に達したるを以て「ビセトール」を退き「ヴィトリ」白癡院の監督となる氏今やなし併しその名は永く人道の恩人として殘るべし

（一三四）シンガポール監獄にては千八百七十七年より千八百八十五年間には多數の脚氣患者を發生せり當時一日の米量二十「オンス」なりき其後米量を減じ十四「オンス」とし他の蛋白質及び脂肪を以て其不足を補ひしに脚氣大に減少せりかくの如くにして十二年間好況の下にありしが千八百九十七年に至り米量を增して十九「オンス」とせしに脚氣は再び以前の如き猖獗を極めたり千九百四年に至り古き白米の代りに粃米に試みしに再び脚氣の減少を見たりき

脚氣の豫防は粃にして用に臨み之を搗き乾燥貯藏すべし若し外國より輸入する場合には蒸乾米を買ふべし該米は如何に多量に之を食するも脚氣を發生することなし止むを得ずして白米を用ふる場合には他の蛋白及脂肪の量を增して與ふべし（志賀博士）

（一三五）便秘は腳氣病發生と密接の關係を有するは人の知る所なり今好適例を擧げんに我臺北監獄に於ては或は地方より入監し假令その衛生的設備完全せりと雖も、多人雜居せり而るに入監者中未だ一人の腳氣を出ださざるはその常食が臺灣米（極めて下等なるもの）八分、薩摩芋二分を混じたるものにして常に便通を可良ならしむるに由るべし

（一三六）醫學の歷史上ヒポクラテース死後ガーレンまでの時代に於てアレキサンドリアの大家は獨り屍を解きたるのみに止まらず又屢々犯罪者に生體解剖を行ひたりと云ふ當時醫學は自然科學の發達に伴なひて長足の進歩をなし殊に生理、解剖の學は尤も進歩し居れりと云ふ

（一三七）ロンブロゾー先生　伊太利では空理的に精神病學を研究したるも先生は重もに精神病者と精神病的罪人と精神病に關係なき罪人とに就て病理解剖的に研究し又五官的感覺が精神病的罪人に就てどうであるかを研究し且人類學的方法を以て精神病的罪人或は其他の罪人の頭を最もよく研究し又其人相を研究することを專らにす

先生は狂人と罪人との人類學を按へたいと云ふ考へで此方に向つて進み千八百七十年にベサル町の癲狂院長に赴任し其地にある大なる監獄にて一年間在監者を研究して大變な材料を得たりと云ふ千八百七十六年チューリン大學法醫學教授となり後精神病學を兼ね三十三年間同大學に居られ七十三歲にて死亡せらるチューリン未決監の醫員を兼て居りたるを以て毎年二百人宛の罪人を研究し得たり茲に於て犯罪人 L'uomodelinquente と云ふ著書を世に公にせらる此書は各國に譯出せられ從て贊成者あり反對者あり先生は罪人を空想により研究することなく實際ありの儘其所に形に現はれて居るものに就て研究すべき者なりと云ふことを主臺にしてあるを以て所謂積極的に罪人のことを研究せり

先生の議論の根底は三百八十個の罪人の頭顱と千八百三十九人の罪人の容貌及び身體の寸尺と數千の罪人の身體的及び精神的徵候並びに言語文字の狀態なり故に罪人に就ては身體の測定上、解剖上、生

理上、心理上に證明することの出來る一定の標徵がある凡そ罪人の四%以上にあり而して其標徵を最多く有し且明なるは頭顱なり頭顱の異常は罪人の他人と異なる點なり犯罪人は主として大腦の發育異常より犯罪をなす云々罪人の頭顱を研究すると共にエスキモー人とか濠洲黑人或は昔のペーリユー人或は類人猿類或は蝙蝠類に至るまでの者を研究せりと云ふ而して罪人の腦髓は一體に發育不十分である殊に前腦の發育制止狀態にある者左もなければ後天病で以て生前に異常なる精神病に類した狀態にある者である罪人は眞個に慢性病に罹つて居る人であるとまで極論せり又た身體に就ても罪人は痛感が少なく感情が鈍い赤面することが少ない文身が多い或は左利のものが多い或は迷信がある或は模擬或は虛榮心が盛んである或は僞善或は高尙なる人類の感覺が少いと云ふことを研究せり之を要するに先生の論は罪人の身體の構造殊に頭顱の構造と犯罪の間に一定の關係があると云ふことにして殊に生來犯罪者に一つの特別なる身體型があると云ひしは先生を初とす而して此型は間歇遺傳により出來た者で罪人には普通型に比べて見ると動物に持つべき身體的徵候あり又た精神的徵候にも動物類似の徵候種々あり之れ即ち人類發育の極下等の階級が現れし者なりと。

ロンブロゾー先生の思想は一は人間の感情の種類性質及び夫を土臺としたる人間の生活營爲は身體的構成によつて支配される者であると考へ今一つは此所謂身體的構成は身體の表に形質と成て現はれると之れ先生の罪人研究の初に罪屍の解剖上發見したるによる即ち猿や下等哺乳獸にある所謂中央後頭窩を發見し罪人には皆なかゝる特徵ありと犯罪の本因は罪人の個性にあり犯罪の個性は生來である即ち罪人は一定の犯罪的賦質を持つて居つて其賦質なるものは人體測定上、解剖上、生理上、又心理上から說明することを得る一定の標徵を有して居ると云ふのが先生學說の大體なりとす。

犯罪の原因は罪人其ものにある其罪人の犯罪に至るは生來であつて後天的に得たものでない其先天的の身體的構成が身體の上にも發表されて居り或は精神の上にも發表されて居つて各々特徵をなして

居る罪人は其特徴によつて別種の如く思はる即ち特別なる人種の型であると云ふことがロンブローゾ先生の説の本で夫を Delinquent né と云ふ之等の説には澤山の反對説を有し居れり。

生來性犯罪者あることは先生初て唱へ出した者で反對者と雖其説を根抵から打壞するとは不能なりとす此説を唱へて伊太利から起り歐羅巴亞米利加全世界に擴充し刑事人類學を樹立し犯罪を防ぐには罪人を知るを要す犯罪を懲治するには罪人を學問的に研究し其罪人の身體精神の特性を十分に研究するを要すと云へり即ち其罪人が犯罪する迄に至る條件を確定するのである夫に就ては刑事人類學として刑事生物學とし刑事社會學として其研究の方針を進行せしむるを要すと唱へしは是れ即ち先生の偉功なりとす。

（一三八）ランブレヒト、ゾンバルト氏曰く勞働者の蒙むる障碍は營養物の不良なること左程恐るゝに足らず、これよりも住居の不備は同時に精神障害の著しきものとして注意を要する事項と認むるが如し又た疾病後に於ける身體保養の不十分なることは有害なる影響あるべし更に狹義に於ける職業的關係に於ては已に一定の防備あるに拘はらず温熱的障碍有毒的障碍あるを免れず又身體過勞は殊に婦女子、子供及び少壯者等に來り易き有害作用の一なるべし。

（一三九）カール氏曰く減弱責任問題は全く嶄新なる問題と云ふことを得ず已に現行獨乙刑法以前の各聯邦刑法にはこれを認めたるものありき而して從來の刑法原理としては減弱責任は刑罰を輕減するにありとせしも較近に於ける刑法基礎觀念としては減弱責任能力者は却て特殊の保護監督機關を設け社會に對して防衛せざる可らざるにありとせり伊太利、諾威、瑞西の刑法及び刑法草案に於ては已に減刑と同時に保護監置の規定を設けたるを見る而して減弱責任能力者とは犯罪行爲の際病的の狀態にありて而かも一時性ならず且行爲に對する抵抗力が減弱せられ居る場合をいふ左れば此等の者に對しては余の意見としては殊に法典上に明文として減刑規定を設定するの必要なきを信ずるものなり之を裁判官の裁量に一任して情狀酌量の規定を適用すれば足る

（一四〇）アシャッフエンブルグ氏曰く反社會性精神病に就き判決後精神病たることが知られたる場合に於ても多くは已に其犯罪行爲當時精神病ありたる場合多し、されば犯罪傾向ある精神病者と精神病たる犯罪人とは區別し難き者なり反社會性精神病者の數は全精神病者の約二%を算す此等は行政處分に委し來りたり其處分法も各種にして或は特殊監獄精神病院附屬院或は監獄附屬院（Adnexe）等の設備あり殊に又此等反社會性精神病者の社會的防衛としては免訴となりしものゝとを問はず一旦之を保護監置の處分に附すべし

○司獄吏員と其家庭に就て

岡山　藤井檀窓

近來家庭なる語の普に教育者間に於てのみならず一般社會に於て重きを置かるゝに至れるは寔に喜ぶべきの傾向なりとす現に時世の趨勢に投して一種投機的著述者若くは出版業者が頻りに家庭に關する書籍雜誌を發刊する益々多きに徵するも人心の如何に之に傾向し家庭を研究する者の如何に多きかは之を認知するを得べく殊に吾人等司獄吏員は愈々倍々家庭の眞價を發揮し時世の要求に副ひ以て職務の本分を盡すに非らざれば得て治獄の目的を達する能はざる也乞ふ余輩をして少しく其卑見を述べしめよ

蓋し現時一般の家庭に對する觀念は家庭を以て單に人生の慰樂場と爲さんとするの嫌なきにあらず夫は以て終日の勞苦を慰愉するの處と爲し婦は以て良人と相談笑するの處と爲し兒女は以て嬉々遊戲するの處と爲し此の如くにして一家藹然常に春風の駘蕩たるに似たるを得ば即ち以て圓滿なる家庭と爲すに似たり殊に青春男女の如きに至つては唯蜜の如く飴の如き家庭を以て理想とし偶々此の如き家

庭あるを見れば艷羨措く能はざるが如し是れ果して家庭の眞意義を解する者と謂ふを得べき乎抑も家庭なるものは固より一種の慰安場たるべきも同時に又一種の兒童敎育場たる也必ずしも單に慰樂を以て其唯一の目的となすべきにあらず整然たる秩序と嚴乎なる規律とは常に家庭に於ける必要條件にして春風の駘蕩たるが如きものあると共に又秋霜の峻烈なるが如きものなかるべからざるなり然り而して岡山監獄本監に於て本年一月以降の新受刑入監者中刑期一年以上の者に就て調査したることあり素より其罪を犯すに及びし事情をも酌まざるべからず其事情には或は土地氣候等自然的變化に原因するものもあらん或は時の流行風俗等社會的變化に動機するものもあらん或は父祖の遺傳に依れる先天的のもの一時的發作のものも之あらん然れども概して家庭の不完全なるは事實なり更に之を細言せば孤兒半孤兒若くは祖父母繼父母等の手に係るもの乃至は赤貧にして義務敎育を了へざるのみならず衣食に窮し尙酷遇の裡に成長するもの若くは實父母ありと雖も整然たる秩序と嚴乎たる規律とを失ひ遊情放逸に成長せしめしもの等なり惟ふに皆な境遇上將た心意組織上既に一種の不具者にして社會の解人生の解に於ても怪異詭幻殆ど常則を以て律す可らず思ひ起す歐西の習俗倍々輸入せられてより我家庭上に影響を來すこと少からず然れども一概に其家庭を採り以て我家庭に移さんと欲するは大なる錯誤と謂はざるべからず況んや唯其表面のみを髣髴せんことを翼ふをや我兒女の敎育場たる家庭が歐西の家庭に模倣すべからざるは猶ほ歐西の敎育を以て直ちに我敎育に用ゆべからざるに同じ我は我敎育と習俗とに適する特別の家庭なかるべからざる也今若し我家庭をして一般の傾向に任し單に慰樂場たらしむるに至らん乎兒女素地の習慣は多く家庭に於て育成せられ終に第二の天性を成すべきを以て奢侈遊情の風自ら彼等の頭腦に浸染し國民固有の元氣は漸次萎靡し來るの虞れあり爰を以て社會一般其人の家庭上に注目するに至る所以も亦偶然に非らざる也

要するに事實上罪囚には不完全の家庭に育つる者少からず然るを皆な高尙優美ならしむる固より至難の事に屬す故に先づ其罪囚となるに至りし原因を捉へて改悛の動機ならしむると同時に其家庭に立ち入る機會を造らざるべからず茲於乎在監中の行狀を其父兄若くは家族に通知するも可其父兄若くは家族を呼出し家庭上に注意を與ふるも亦可なり遠隔の地に在ては其地の寺院に依賴し其家庭に注意を促さしむるも亦復た可なり如斯にせば其應分の家庭にして修まる乃ち家庭の根底定れば從て其分限定まるされば忽ち一家の整頓となり經濟の紀律となり而も社會の圓滿となり九族相和して暖かなる同情保護となる其爰に至らしむるには是れ孟子の所謂吾未ㇾ聞ニ枉ㇾ己而正ニ人の語に鑑み吾々司獄吏員は各自其應分の紀律ある而も圓滿の家庭を修むるにありされば得て治獄の目的を達せしむる事能はざるなり聊か卑見を陳すること爾り矣

○鑿井歌幷引

甲府監獄新築起工之日。兼掘堀井之業。今茲庚戌夏六月念又四日。忽然得清冽如玉湓沸無盡之麗水矣。蓋經年二歲。閱月實十有七。其間器潰人倦。動輒呈半途挫衂之色者數回矣。然典獄渡邊氏固執所信不動。或督勵部下焉。或鞭策工匠焉。拮据經營遂克至見今日之成果矣。余親覩其盛況。不勝慶賀之情。聊賦七古一篇。以記其由云爾。

庚戌六月念六　　逸庵　櫻井革聲　選

鑿々地底幾百尋。浚泥漦砂深又深。十有七月工程遠。靈泉不噴衆心沈。匠手氣沮計亦盡。吏僚困憊轉呻吟。賴有主典堅忍志。百折不撓進駸々。精神一到事皆就。湧來麗水値萬金。滾々不息亦盛哉。沼々迸處飜碧琳。治獄畢竟無他術。鑿井一事是良箴。至誠導人須如此。終始不渝敎我欽。吁渠兇惡無賴徒猶剡一片氷玉心。蠢化善誘苟不懈。油然曷勝至情侵。君見滾々萬石水。靈朗透徹隨處湛。又看淨々感化術。明德粲然遍照臨。靈液流邊濯汚濁。至人過處濟黎黔。可識麗水與偉蹟。百代使人轉正襟。

統計

明治四十三年五月末日現在在監人員表（△ハ減）

	男女計	前月末日現在	増減	前年同月末日現在	増減
刑事被告人	六、〇三三	六、五五九	一五六△	七、一三九△	七三六
受刑者	三、七〇九	六五、一三八	九、九五七	五五、二八一	三〇二
勞役場留置者	一四九	一、二二九	一二六	九五二	五四
懲治人	二〇	四五六	四六△	一、〇三〇△	六二〇
拘留兒	三九	七八	七三		
監獄	四、一一一	七二、三七九	九、一九五	六三、二五五	五
警察署	一七六	九八一	四七△	一、二二〇△	二九六
留置場	四、二八七	七三、三六〇	八九〇九	六四、四七五	二四
總計	六九、〇九七				

備考	本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ	男女	刑事被告人	受刑者	計
清國	同	男	二〇	三六	五六
韓國	同	女		二	二
英吉利	同	同	一	一五	一六
佛蘭西	同	同	一	一	二

	男女計	前月末日現在	増減	前年同月末日現在	増減	本月中ノ新受刑者	増減 前月比較
伊太利	同	一	一	一	一	一	一
露西亞	同	一	一	一	一	一	一
總計	男	二一一	三	三一三	一八	一、八〇六	一
	女	二	一	二	一	四五	△ 九

明治四十三年五月末日現在受刑者罪名表（△ハ減）

罪名	男女計	前月末日現在	増減 前月比較	前年同月末日現在	増減 前年比較	本月中ノ新受刑者	増減 前月比較
總計	二七、一二七	一、三三一	二八四五八	二八、五七六	二五、二五八△	一一八	三、二〇〇
強盜	三、六六五	一二	三、六七八	三、六七九△	一△	一〇二	四五△
賭博及ヒ富籤	六、一七五	二五六	六、四三一	六、三八一	五〇	一、八九〇	一、〇四四
詐欺及ヒ恐喝	六、八九九	二四七	七、一四六	六、九八八	一五八	二、六二五	六八四
橫領	二、七二一	八九	二、八一〇	二、六八七	一、三九一	一二三	一、四一九
贓物ニ關ス	八七五	一三〇	一、〇〇五	九九九	八〇九	六	一九六
毀棄及ヒ隱匿	一二九	二	一三一	一三五	一七一△	四△	四〇
通貨僞造	六一七	四	六二一	六一〇	六七九	一△	五八
文書、有價證券僞造	二、一〇〇	六〇	二、一六〇	二、一五二	一、九五〇	八	二一〇
印章僞造	五三七	六	五四三	五五七	五八五△	一四△	四二
僞證及ヒ誣告	一七五	三	一七八	一八九	九四△	一一	八四
瀆職	八七	一	八七	八六	四一	一	四六
猥褻姦淫及ヒ重婚	三八七	三八	四二五	四一〇	三一三	一五	一一二
傷害	二、六九一	三四	二、七二五	二、六九五	二、三九九	三〇	三二六
殺人	二、九一四	三〇〇	三、二一四	三、二〇四	一〇	一〇四	六九
嬰兒殺	八〇	二九九	三七九	三七五	三九二	四△	一三△

| 法 | | |

	西區								四國區			九州區				
	京都	大阪	堺	奈良	和歌山	神戸	岡山	廣島	山口	鳥取	松江	德島	高松	松山	高知	福岡	長崎
八七	一、八五五	一一	一	一	一	三	四	一	六	一	一	一	一	一	一	六	一
九	三、二三九	一	一	一	一	三	四	一	六	一	一	一	一	一	一	六	一
四九九	四四四	九八	一	一	一	三	四	一	六	一	一	一	一	一	一	六	一
二五	八一三	三〇	一	一	一	三	四	一	六	一	一	一	一	一	一	六	一
七二	七七六	七〇	一	一	一	三	四	一	六	一	一	一	一	一	一	六	一
一七五	二、五二〇	一五	一	一	一	三	四	一	六	一	一	一	一	一	一	六	一
一六一	一、六〇八	四三	一	一	一	三	四	一	六	一	一	一	一	一	一	六	一
二九六	一、七五八	二四	一	一	一	三	四	一	六	一	一	一	一	一	一	六	一
六七	一、二七七	一六	一	一	一	三	四	一	六	一	一	一	一	一	一	六	一
一六	三八〇	五	一	一	一	三	四	一	六	一	一	一	一	一	一	六	一
三〇	五一六	五	一	一	一	三	四	一	六	一	一	一	一	一	一	六	一
四三	八一四	四五	一	一	一	三	四	一	六	一	一	一	一	一	一	六	一
五三	九四一	三二	一	一	一	三	四	一	六	一	一	一	一	一	一	六	一
六四	九六九	二七	一	一	一	三	四	一	六	一	一	一	一	一	一	六	一
五一	七六七	六四	一	一	一	三	四	一	六	一	一	一	一	一	一	六	一
三三三	一、九〇三	四一	一	一	一	三	四	一	六	一	一	一	一	一	一	六	一
一九二	七四六	六	一	一	一	三	四	一	六	一	一	一	一	一	一	六	一
七一	六九三	二	一	一	一	三	四	一	六	一	一	一	一	一	一	六	一
八五	八二五	一二	一	一	一	三	四	一	六	一	一	一	一	一	一	六	一
九八	五八六	八	一	一	一	三	四	一	六	一	一	一	一	一	一	六	一
五七	八四二	一二	一	一	一	三	四	一	六	一	一	一	一	一	一	六	一
五九	一、五二五	一	一	一	一	三	四	一	六	一	一	一	一	一	一	六	一

	北海道					總計											
	函館	札幌	樽	網走	十勝	監獄	留置場	計	（前月ニ比シ）	増	（前年ニ比シ）	減	函館	札幌	樽	網走	十勝
一二八	一七七	一八二	一	一二七	六、二八二	一二一	六、四〇三	△一五六	△七三六				三九一	八六五	一、八九六	一、三五〇	七四三
三五一	六八〇	一、六六二	一、三五〇	七四二	一、二九〇	六四、四四八	七九〇	六五、二三八	一〇〇	九、九五七			一、一三一	七二、四五〇	九三四	七三、三八四	二四
一一	八	二六	一	一	一	一、二三二	二三	一、二五五	一二六	△三〇三			五	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	△	△			一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	四一〇	一	七八	四六	六二〇			七八	七九八	九三五	六五二	九二六
一	一	三	一	一	一	七八	一	七八	一	五			五	九三四	七三、三八四	二四	八、九〇九

救護事業

本年に於て出獄人保護事業の經營に着手したる下野保護會玆に信濃福壽園に就ては曩に會則趣意書等を掲げ事業の一班を報道し置きしが此の外に北海道授産場なるものあり南越福田會なるものあり左に其一班を報道す

○北海道授産場

北海道札幌地方には出獄人保護事業の經營者なく常に遺憾とする所にして元來同地方には北海道各監獄より放免せられたる者多く彷徨し來るあり親族故舊の頼るなきに困じ果て路頭に迷ふもの少からざるを以て大谷派本願寺北海道寺務出張所長たる安田力氏主唱者となり裁判所長檢事正等熱心に盡力したる結果本年四月設立するに至りたるものなり規則の大要左の如し

第一條　北海道各監獄出獄者にして親族故舊の頼る所なき者に保護を與へ獨立自營の道を得せしむるを以て目的とす

第二條　本場は北海道寺務出張所と稱す

第三條　本部を當分札幌區山鼻本願寺別院に置き支部を本道各地に置く

第四條　本場は工場部農場部に分ち被保護者の性格體質及職業に依り適當なる業務を授く但し本人の志望に依り賃工若くは傭人となるの紹介を爲すことあるべし

第五條　被保護者は成るべく本場に寄宿せしめ直接の保護を與ふ

第六條　保護の期間は滿四ヶ年を以て最長期とす但し事情に依り期間を延長することあるべし

第七條　司獄官警察官若くは評議員二名以上の紹介ある者に限り之を保護す但し情願者ある場合は其事情に依り特に保護を與ふることあるべし

第八條　被保護者所有の金員は總て本場に於て保管し利殖の方法を講じ保護を解くの際又は止むを得ざる事情を生じたる場合に於て之を本人に還付するものとす

第九條　被保護者にして本場の規則及教示に違背し保護の見込なきものは其保護を解くことあるべし

○南越福田會

南越福田會なる名の下に出獄人保護事業を經營するに至りしが現在事業費としては本派本願寺下賜金五百圓と縣下三百ヶ寺の寄附金三百圓あるのみなれば大規模に經營するには至らざるも今後事業發展の見込確實にして之を補助する有志家も少からずと左に同會規則の大要を掲ぐ

第一條　本會は南越福田會と稱す

第二條　本會は本部を福井市に置き時宜に依りて各地に支部を設くることあるべし

第三條　本會の目的は出獄者を收容し德性を養ひ産業を授けて獨立の良民たらしむるにあり

第四條　本會は左の資途を以て之を維持するものとす
一　大日本佛教慈善會財團寄贈金
一　慈善有志者の寄附金品
一　本會雜收入

第十二條　被護者は相當の業務に從事せしめ賃錢を給し又は本會の保證を以て傭主に紹介し相當の給料を受けしむ

第十三條　被護者の衣食及臥具は自辨する能はざる者には本會より之を貸與す

第十四條　被護者には賃錢及給料は毎月之を精算し前條の至辨費を控除し殘餘の一部を給與し其他は被護者各自の名義を以て郵便貯金に預入れ通帳は本會に保管す但し通帳は保護解除の節本人に返付す

第十五條　被護者の預金は必要と認むる場合の外拂戻を許さず

第十六條　被護者は本會の指定したる場所以外に於て宿泊するを許さず

第十七條　被護者疾病に罹りたるときは本會の醫師に治療を受けしむ但し藥價は自辨とす自辨し能はざる者には本會より之を給與す

第十八條　被護者にして品行方正業務に勉勵し他の模範となるべき者には食費の幾分を補助し又は保護解除の際相當の賞與を行ふことあるべし

○栃木免囚保護會の合併

栃木縣栃木町には從事栃木免囚保護會なるものありて栃木分監の出獄者を保護し來りたるが過般下野保護會の創設せらるゝや之と氣脈を通ずるの必要に迫り寧ろ下野保護會と合同せんとの議相互當事者の間に起り寄々打合したる結果此程機熟して合併することゝなり客月十八日關係者は栃木區裁判所會議室に集合し其式を終へたり

○山口縣の保護規程

山口縣に於ては客月二十一日縣令第四十九號を以て出獄人保護規程を定めたり其全文左の如し

出獄人保護規程

第一條　警察官署長及市町村長ハ監獄ヨリ典獄法施行規則第百六十九條ニ因リ出獄人保護ニ關スル通報ヲ受ケタルトキ又ハ出獄人ニシテ保護ノ必要アリト認ムルモノアルトキハ別紙甲號樣式ノ出獄人名簿ニ登載シ協力シテ保護誘導ニ努ムヘシ

前項ノ名簿巡査派出所駐在所ニモ備付クヘシ

第二條　警察官吏市町村長ハ常ニ出獄人ノ行狀竝生活狀態ニ注意シ必要ニ應シ就業授産ニ關スル方法ヲ指示スヘシ

第三條　警察官署長及市町村長ハ協議ノ上出獄誘導ヲ適當ナル公私ノ團體又ハ個人ニ囑託スルコトヲ得

前項ノ場合ニ在テハ其囑託ヲ受ケタル者ヨリ毎月一回被保護者ノ行狀竝生活狀態ヲ警察官署長ニ報告セシメ警察官署長ハ其ノ謄本ヲ市町村長ニ送附スヘシ

第四條　警察官吏及市町村長ハ自己ノ視察シタル事項竝前條ノ指定保護者ヨリ報告シタル事項ヲ隨時保護名簿ニ記入スヘシ

第五條　被保護者住所ヲ移轉シタルトキハ警察官署長ハ移轉シタルトキハ警察官署長ハ移轉先警察官署長ハ移轉先市町村長ヘ又派出所及駐在所受持巡査（警察官署所轄內ノ移轉ニ限リ）ハ移轉先受持巡査ヘ保護名簿ヲ送付スヘシ

被保護者ノ移轉先縣外ナルトキハ警察官署長ハ其ノ旨移轉先警察官署ヘ通牒シ同時ニ保護名簿ヲ送付スヘシ

第六條　本規程ニ由ル保護期間ハ三箇年トス但シ警察官署長市町村長協議ノ上之ヲ伸縮スルコトヲ得

第七條　警察官署長ハ毎年六月十二月ノ二回被保護者ニ關スル成績ヲ調査シ乙號樣式ニ據リ翌月二十日限リ報告スヘシ但シ被保護者ノ行狀ニ顯著ナル事項ハ其都度報告スルヲ要ス

前項ノ報告ハ同時ニ謄本ヲ作リ山口監獄典獄ニ報告スヘシ

第八條　縣外ヨリ移轉シ來リタル出獄人及縣與出獄者又ハ假出獄ヲ許サレタル者ニ對スル保護ニ關シテハ本規程ヲ準用ス

甲號樣式

本籍地住所氏名年齡	出獄由	出獄年月日	前科ノ罪名	前科ノ刑名	出獄ノ日ヨリ滿期日迄ノ日數	貯金保管ニ關スル事項	保護ニ關スル事項	親族ニ關スル事項	備考

乙號樣式

明治　年上下半期出獄人保護成績表　署名

| 取扱人員 | 男 | | | | | | | | |

百二十九人の增加を現はし、之を本年度重罪被告人の總數に對照すれば全員の五分の一以上に相當するのである、抑佛國刑法第六十八條には十六歲未滿の者は死刑、無期徒刑、流刑、禁獄の刑に當る罪を犯したる場合及び十六歲以上の者と共に罪を犯したる場合を除く外、總て輕罪裁判所に於て其事件を審判すと云ふ規定があつて未成年者に對する重罪公判を制限し且つ實際の取扱に於ても未成年者は成るべく重罪公判に附せぬ樣に努めるにも拘らず右述ぶるが如く重罪被告人の五分の一は未成年に屬して居るのである、又た十九歲及び二十歲の重罪被告人の數を同年齡の佛國人口に對照して見ると人口十萬に對し四十一人の割合となる、然るに二十一歲以上の重罪被告人と同年齡の人口との比例は十萬に對し十一人四分の割合で、未成年者の割合は成年者に比し四倍方多いのである、輕罪の被告人に就ても成年の被告人員は同年齡の人口一萬に對し六十七人六分の割合であるが、十九歲及び二十歲の未成年の被告人員は同年齡の人口一萬に對し百三十九人四分の割合で未成年の方が比例上二倍多いのである　次に注意に値するのは被告人の內で敎育を受けた者の方が無敎育者よりも却て多い事である、即ち讀み書きの出來る被告人は同種の人口十萬に對し重罪十人八分輕罪五百八十人の割合であるが、無筆の被告人は同種の人口十萬に對し重罪三人六分輕罪二百三十人の割合である、終りに職業の側より觀れば大都市の勞働者使用人が被告人の最大多數を占め、漁夫、製造所の工夫が其次に位するのである

累犯　一昨々年度中重罪裁判所に於て處刑せられた累犯者の數は一千三百二十七人で前年度に比し三十五人を增加し、輕罪裁判所に於て處刑せられた累犯者の數は八萬三千二百九十二人で前年度に比し三千六百八十四人の增加である、初犯と累犯の歩割は如何と云ふに、重罪犯に付ては統計に此關係を示して居らぬ、輕罪犯に付ては受刑者の四割一分が累犯に係るので、前年度の四割三分に比すれば二分の減少を呈して居る、次に右輕罪の累犯者は前回受刑の際には如何なる處分を受け今次の累犯に因り新に如何なる刑の言渡を受けたかと

云ふに、前刑の一割三分は罰金刑、七割五分は一年以下の禁錮、一割一分が一年以上の禁錮である而して累犯に因り新に受けた刑は二割四分が罰金刑、七割三分が一年以下の禁錮、唯だの三分が一年以上の禁錮刑である、是に由て觀れば佛國の裁判所に於ける刑の量定が如何に輕い方に傾いて居るかを知るに足るのであつて、ルヴヰユー、ペニタンシエールの記者は此樣な手緩い刑の適用では所詮刑罰の威力を發揮し累犯鎭壓の效を奏する事は出來まいと云ふ意を仄めかして居る

●指紋の攪亂　指紋に據つて犯人の異同を識別する法が實施になつてから以來其效蹟が著しいので犯人の方で之を胡魔化さんとして種々の方法を講ずるようになつた即ち特更に指紋を混雜ならしめ識別を困難ならしめ彼れか此れかと詮議し調査する期間に於て踪跡を晦ますのである、澳太利グラツツの檢事正エーメルと云ふ人が「ハンス、グロス」と云ふ雜誌に一文を載せて居る其記事に曰く犯罪人が忍入るや窓牖又は戶障子等に指紋が殘る事がある、それで犯人の方でも考へて指紋を犯所に殘さない爲めに豫め手袋をはめて仕事をする事が數々ある。或は犯罪人が滑なる消ゴムの如きものに脂肪又は血（指か何かをナット刺すか切るかして血を出して）を塗つて左の示指と中指の指紋を取り而して其次には指紋の寫つた消ゴムを逆にする、即消ゴムに寫した指紋を今度は板なり硝子なりに寫して犯所に殘すのである、實物の指から寫した消ゴムの指紋は眞正のものであるがそれを更に板なり硝子なりに反映せしめたのであるから贋物である、取りも直さず左指を右手と見せるのである、之は犯人が犯跡を掩はんが爲め犯人の何人たるやを知らさぬが爲めに犯罪を終りたる後に於て行ふのである、そこで警察官が臨場して指紋の殘れるを見て右手の指紋なりとし無上の證跡を獲たり賢しと搜索すると云ふと豈圖らんや左手であつたと云ふような譯で彼此と搜査し識別して居る間に犯人は遠く遁逃すると云ふのである、此の話は實石舖荒しの犯人から實際に聞いたので蓋し事實に相違ない。或は右の方法を以て他人の指

紋を取り之をマッチの箱などに入れて犯所に持て行つて殘して置くと云ふ事である。故に指紋を一見して歷々明瞭に鑑別し得るようなものには深く注意せねばならぬ又左手であると思ふても右手のこともあるから此點にも注意せねばならぬと

●不良少年の敎育法　不良少年の感化と云ふ事は感化院等で發表する成績に依れば良好なる効果を奏したように見へるが實際は其聲の大なるだけそれだけ効果のあるものでない今日までの成績は我田引水に過ぎて居る、今日の如き感化敎育の方法にては良効を奏すべきにあらず獨り吾輩の卑見のみならず學者敎育家殊に精神病學者の說に依るときは現に採用せる不良少年感化法を以て効果を收めることは少いと主張する者は少くはないのである、獨のボツツダムの縣立精神病者收容所長のドクトル、クルーゲと云ふ人の報告に依るときは一昨年（一九〇八年）に不良少年なる二十五人の男兒と十二人の女兒とを精神病者收容所に預つて充分に其精神狀態を觀察した所が其殆ど全部は白痴又は變質者若くは德性を缺く者或は癲癇者であつて精神病的のものであると云ふ事である、又クルーゲ氏は語を續て曰ふには感化院に收容する者は此種の者が多數である、斯の如き種類の者は普通の敎育方法では改善の見込はない、之を處遇するには特別の取扱をせねばならぬ、唯德義の涵養を圖るとか智識を授けるとか云ふ普通の敎育方法では效果は少い、奏效の著しきは彼等自身をして自ら啓發せしむる事が肝要である、他の自分より劣等の者と比較して自己を啓發するのである即ち他を見て彼れはアンナ詰らぬ事をする、彼は馬鹿であると云ふ風に人の振り見て吾が振りを直すのである、隨つて此等の者には處遇方法は勿論裁判手續までも異にすべきものである、普通の方法を以て律すべきでないと云ふて居る、之は一考すべきものであると思ふ

○監獄官練習所の修業證書授與式

第二期監獄官練習所は豫定の講習を終了したるを以て客月三十日午前十時より修業證書授與式を擧

ぐ式の順序は先づ練習生並來賓に對し修業證書授與式を擧ぐとの豊野幹事の宣言に始り小山練習所長は練習生全部を六組に分ち一組一名づゝの代理者を指定し修業證書を授與し續て開設以來の經過並成績等を報告す次に岡部司法大臣の祝詞朗讀あり講師總代として樋口秀雄氏の祝辭と訓誡を兼ねたる演說あり長谷川東京控訴院長の祝辭に希望を加へたる演說あり最後に卒業生總代長山始氏の答辭朗讀ありて式を終れり小山練習所長の挨拶其他の祝辭演說等左の如し

▲小山練習所長挨拶

今日監獄官練習所の修業證書授與式を擧げまするに當りまして、司法大臣閣下を初め御繁務中且つ雨天にも拘はらず、御來臨を忝ふし、此式を擧行することを得ましたのは、當所の光榮として厚く感謝致す所でございます。今回の練習は當協會が練習所を設けましてから二回目でありまして今日修業證書を授與致しました人數は五十八人であります、入所致しました人數は五十九名でございましたが、一名辭任を致しました爲に退所致しました、敎習致しました科目は開所の時に申上げました通り、廣い意味に於ける監獄學及び補助學全體であるのでございまして、其中監獄法規、監獄學、刑法、刑事訴訟法、衞生學、統計學、指紋法、これだけの科目に就て試驗を致しました、其試驗の得點の總平均は七十四點七といふことになつて居ります。これを前回に比較致しますと、前回は七十五點九歩でございまして、一點二歩だけ今回の方が劣つて居るのでございます。唯だ平均點で申しまするとと劣つてることになりまするが、併ながら最高點が前回より低くて最下點が高いのであります。それでございますから、つまり平均點に皆近ひから、最高點が低ひといふ點に於ては劣つて居りますが、併し皆大抵の所に居ろといふことに就て前回より優つて居るのでありまする。これを全體引くるめて申しまするど、何れが劣り何れが優るといふことは云へませぬ。寧ろ今回のお方が成績はよいと云つても差支ないかと信ずるのでございます。

講師に願ひましたお方が十九名ございます。外に臨時に講演を御委託致しましたお方が十二名、これ等の諸君は何れも他に勤務のあられる方々でございまするに拘はらず、日々御勤め下されまして、今日あるを得ましたのは所長として私より此機會に於て御禮を申上げて置きたいと存じます。

それから學課の外に參觀をせしめました場所が、巢鴨、東京、小菅の三監獄並に巢鴨病院、統計局、兒童博覽會、大學の法醫學の講堂、斯ういふやうな所に參りまして、實地に臨んで說明を願ひましたのでございます。

先づ御報告致しまするごとは此位でございますが、此機會に於て皆樣の前に於て一應今回の修業生諸子に對し述べて置きたいと思ひます。既に開所式の時に申しました通りに、今度修業された諸子は全國より選拔されて入所されたのでございますから、云はゞ全國の看守長の代表者である。それでありますからして、此修

幾された所を私のものにすることなく、これを僚友に傳へられて、監獄の進歩といふことに貢獻せられるやうに致したい。それからもう一つこれは此所では或ば場所を得ぬかも知れませぬが、私が一言、監獄局長であるといふ所からして、少し云ひ惡ひことであるが、四ヶ月間教育して居る所の教習所長として敢て左程ヽ都合でないであらうと思ひますからいふて置きたいと思ひます。

それは諸君は現在看守長である、看守長は上に典獄を戴き下に看守を率ひ、監獄の中堅をなすものである。國に致しましても少數なる上流の墮落は憂ふべきことではあるけれども大したことはない、又下層の人民の腐敗といふことも、中流さへしつかりして居れば、大したことはない、併し中流が墮落腐敗に傾くに至つては萬事休すといふことになるのであります。監獄に於ても、守長は其點に於て監獄の中堅を任じて居るものである、看守長が惡かつたならば仕方がないのである。それでありますからして看守長諸子殊に今回是だけの學科を修得されました諸子は、自ら己れを以て任じて即ち己れは監獄である、俺れが居らなければ監獄は治らないのであるといふやうに信じてやつて貰はなければならぬ。

第一世間で監獄官吏といふものに對して、充分なる尊敬を拂はない。尊敬を拂はないのみならず、殊に獄吏といふ。獄吏といふ言葉自體は決して惡い言葉ではないが、獄吏或は牢屋番といふて賤める傾向があると思はれる。併ながらそれは監獄官吏を賤め、監獄官吏を尊敬せぬといふ其人間が惡いのであつて、監獄官吏自體の地位が賤しいといふことはないのである。賤しいといへぬのみならず、平和の社會に於て國家を守る者は警察官と監獄官吏であると信じて居るのである。それであるから縱令如何に世間で賤めやうとも世間で尊敬を拂ふまいとも、諸君自らに高く標持して人の模範を以て任じなければならぬのである。世間が尊敬し物質の供給も澤山あるといふ地位には何人も就きたがるのであるけれども、併しながら世間は尊敬せずとも供給は少くとも國家の防衛を以て自ら任ずるのであると思つたならば、世間の毀譽褒貶位はどうでもよい、それは世間が惡いのである、自ら高くし自ら尊くしてそれでよいのである。其中には盲目なる世人も之を悟る時機が來るのであるから、自ら賤しめてはならぬのである。世間が卑めるから、自らも卑めるといふのではいけないのである。成るべくは他人に對して監獄官吏たることをいふまいといふやうなことはいけないのである、世人が監獄官吏を尊敬しない實例としては、私が監獄局長になつた時分に私の親戚よりも、そんなことはしない方が宜からうといふ意見もあつたのである、それから諸君に對して世人は何といふか知りませぬが、私に對して世間の者が何んと申して居るかといふと、これは自分には知らぬで居つたのですが、地方へ行くと私のことを監獄さんといふのである即ち私は監獄である。之を聞いて私は甚だ喜ぶのであります。私が監獄である、斯んな名譽なことはない、決してそれを避けるといふやうなことはしない、それであるから諸君も自らの地位を尊しとし自らの職務を尊しとし其地位其職を有する自らは誠に高ひものであると信ぜられたならば、益々自ら修養して德も高くなければならず品行も愼まなければならぬ、學問も進めなければならぬ、斯ういふことになるであらうと信ずるのである。それでありますから私

の望む所は自ら監獄の中堅を以て任じさうして、監獄の仕事は卑しくない仕事である、世人が之を卑しめるのは間違である。何れ何時かは尊ばれる時代が來るといふことを信ぜられて熱誠自らを修め且つ職務に當られんことを希望するのである。修業式に際しまして聊か希望を述べて、以て祝辭に代へるのであります。

▲岡部司法大臣の祝辭

本日監獄官練習所第二期修業證書授與式に臨み諸子と相見るは本大臣のヽぶ所なり

諸子が此の短期の講習に於て各種の學科を修得したるは其の勞を多とす希くは各自歸任の後之を實地に應用し以て監獄事務の改良に資する所有らんことを是れ諸子が當然の責務のみならず抑又上司の意に酬ゆる所以なり聊か祝辭を陳して祝辭と爲す

明治四十三年六月三十日

司法大臣子爵　岡部長職

▲樋口講師の祝辭演說

本日は監獄官練習所の第二回の修業證書授與式でありまして、其席上司法大臣閣下其他の來賓諸君の前で、講習生諸君に對して一場の祝辭を申上ることの機會を得ましたのは、私の甚だ光榮に存する所であります。併し翻つて考へますると、講師諸君の中にも私の先輩諸君が澤山御居でになりますし、又此監獄官練習所に密接なる關係を持つ方々が澤山御居でになりまする時に、私の如き後輩が其總代として諸君に對して祝辭を述べるといふことは甚だ恐縮に思ふ次第でありまするが、所長小山博士からの御命令でござりましたから、諸君に對しては寧ろ私一已の考を申述べる積で此所へ立つたのであります。

講師總代と致しましては、諸君が今回の練習期間に於て學科並に其他の實地の參觀等に刻苦して力を致されまして、本日茲に目出たく終業せられたといふことは非常に喜ばしき次第に存じて御喜び申上げるのであります。併し此お喜びには私の考によりますると、二つの意味がございます。其一つは諸君が短日月の間とは云ひながら、色々御職掌上の事柄に關係のある學科、及びそれを助くべき學科に就て新たなる智識を修得せられたといふことは、諸君に對して喜ばしい次第でありますが、其外に尙ほ一つ諸君に對して喜ぶべき事があると思ひます、即ち諸君が今回修得せられました所を以て、實地の獄務に從事せられる上に及ぼされましたならば、此日本の監獄といふ一大事業の上に必ずや著しい貢獻を見るであらうと思ひます。即ちこれは將來のことでありまして、唯だ豫想に止まりますが、此豫想が實現されることは諸君に取りて極めて御利益のことでございませうし、我々講師としては此貢獻を實現して戴きたいと希望するのであります。

講師として申上ぐべきことは爰に止めまして、併せて私が諸君に對して聊か申上げたいことがあるのでございます。私が證任致しました學科は、御承知の通り極めて範圍の廣い學科でありまする爲に、此十數回の講義に於ても充分其要旨を諸君に御會得になるまでには申上げることが必ず出來なかつたと自分でも信じて居ります。既に講義を致しまする私がさう信じて居るのでありますから、諸君に於かれては、定めて御理解の出來惡いことが多かつた

ほ當然のことであらうと思ひます。ところが私の擔任致した學科に關聯した學科が、此講習の科目中に色々ございまして、本日の試驗の成績を拜見致しますると、其一は統計學でありますが、此統計學の成績が他の學科に比して、最も芳ばしく居るといふやうに私はチヨット見たのでありまして。勿論唯だ表を一覽しただけでありますがさういふ風に見受けられました。ところで私共の擔任致しまする學科並にこれに密接なる關係を有つて居りまする倫理學でございますとか、心理學といふやうな學科に就ては、諸君が比較的學生の御職務の上から遠ざかり、又曾ての御修養の上からも遠ざかつて居つた學科であらうと思ひます。ところがこれを短い期間に於て御修得になりたのでありますから、勿論學科の性質によりましては直に活用することの出來ぬのもございませうが、若し出來得べき部分ありとせば、其效果を擧げ得べきかといふことは、一番諸君の御苦心になるべき點であらうと思ふ。

扨て講義中にも御話申上げて置きました通り、私共の擔任の學科は近頃余程諸方の領分へ喰い込みましたので、殊に廣い意味で申しまする所の社會政策などは、つまり刑事政策其他の學科の上に喰込んで居るやうに考へて居るのであります。

そこで今の世界各國に於ける趨勢といふものが、次第に小さい團體の主義を離れて大きい種類の團體の方に移つて行くといふことも漸て御話致した所でございますが、此國際社會といふものゝ實現は勿論將來のことでありますが、兎に角其部分々々の仕事に於ては次第に此傾向を以て來て居る。此傾向が諸君の直接に御關係になる方面に具體的に當てゝ申しまするとと、例へば囚徒に對する取扱方或は罪人に對する刑の適用といふやうなことが昔とは段々違つて參りまして、復讐の意味を以ての刑は科さぬやうになり又單に犯罪人の懲罰といふ意味も既に其時代の大勢としては古いことになりまして、近頃では此一罪より如何にして罪人を遠ざからしむべきかといふ問題、尚進んでは此犯罪に陷らしめぬやうにする所まで進んで來て居るやうであります。

それで此罪人に對する見方も斯ういふ風に段々昔の意味を離れて、新たなる方向を執つて參りますのは、一方から申しますると刑事政策などの範圍内に於ける變更でありまするし、又一方から申しますと此社會政策といふものゝ範圍が段々擴がつて來たといふ方の大勢に移つて居ること、思ふのであります。されで私の學科の方の事柄が、諸君の實務の上に御利用になる點は勿論少くはありませうけれども、講義中にも申上げた所が其部分のみを專らにすることが出來なかつた爲に、極めて不滿足なやうに御考の方も多ございませうけれども、併し實際に罪因を御扱ひになりまして、これに對して均しく監獄法規によつて、これを處理せられるのでありますけれども、多少の手心の上に區別を立てられてさうして此刑事政策なり或は刑事社會政策なりの本旨のある所を實現せられるといふことは、一に諸君の手心一つで、或點までは出來得ると私は信じて居るのであります。とうか諸君の學科の成績に於て、統計學の如きものが好成績であつたとすれば、此罪人多數の取扱ひになる上に就て、其罪人の種類が單に其物の種類に基かずして、或は身體の方から見るとか或は其心理狀態から見るとかいふことが、色々此罪人に對して諸君の力の及ぶ限り統計を作り立てゝ、而して之は大體如何に處理すべきかを御考になることは一方には御職務に忠實であり、一方には諸君の御研究にもなり、又其結果によつて監獄界の爲に貢獻されることが尠からぬと思ふのであります。

是は單に一部分の事柄でありますが、果して總てに適用出來るかどうかは知れませぬが、又茲に御臨席の方に對して如何かと思ひますが、刑事社會學をやつて居る人の多くが申しまするには、罪人を取扱ふ人々の中でも、警察官と監獄官とは餘程の違がある警察官は其惡を憎むといふ觀念が勝ち過ぎて居る、これに反して監獄官の方は罪惡に對する同情が深くなつて居るといふことを屢々申して居ります。これが果して當れるや否やは殆んど問題でありませう、又其原因如何といふことも暫く不問に附しますが、諸君が罪人に自ら接せられて、さうして此犯罪の性質或は本人の性行等に充分の御理解が付き易いといふ地位に立たれることが、此結果を齎した原因であらうと信じて居るのであります。

さういふ地位に居られる諸君でありますから、極く概括的の一班の學科ではありまするけれども、これを諸君の優秀なる成績を得られた統計的の研究法を以て、此取扱ほれる所の罪因に對して直接にこれを適用され又其取扱の手心に就て充分御注意をして下されたならば、私の擔任致しました如き緣遠き學科でも、必ず司獄官の爲に直接の效驗がないとも申されますまいし、又果して其效驗があつたとするならば、私が聊ながら茲に微力を盡した效能があると云はれるので、諸君に對して私が深く希望致す所は此點にあるのであります。

講師時代として出まして餘事を申上げて甚だ恐縮でありますが、講義中に申上ぐべき機會もなかつた爲に、此所で併せて此事を申上げまして、諸君の本日の練習を御終了になつたことの御歡びに附加へて置くのであります。

▲長谷川控訴院長祝辭演說

閣下並に諸君、私にも小山博士より此席に於て何か一言述べよといふことでありますから、卒業生諸君に對して祝辭を呈すると共に、一言の希望を申述べやうと思ひます

御承知の如く我々國民が監獄の爲に支出して居る所の費用は少なからぬのであります。現に本年度の豫算を見ても慥か五百四五十萬圓に上つて居ります。斯の如き多大の金額をば國家生產の爲に費すことが出來たならば、如何でございませう、其利益は甚だ大びなるものであらうと。思ひます併ながら人の身體に病的「メチルス」が襲撃するが如く、どうも社會には犯罪者がある。これは所謂濱の眞砂の類であつて、何れの時代に於ても何れの邦國に於ても止まることの出來ないのであります。さうして見れば、病人に對しては病院がある如く犯罪者に對しては監獄の設けのあるといふことは、到底免れないことでありますから、之が爲に已むを得ず如何なる費用でも支出しなければならぬといふことになるのであります。病人も良い醫者に掛けると立派に療治し得ますが若しこれを庸醫に委ねたならば、却つて病をして重からしむるといふやうなことに立到ります。監獄に於ても良監獄官を得ると否やといふことは、誠に監獄の爲には必要なことであつて、尚ほ病

院に於て良い醫師をば必要とするが如きものであらうと思ひます。のみならず之が又監獄協智に於ける練習所を設け既に監獄官たる諸君をして、更に專門の學術を修めさせるに到つた所以であらうと思ひます。曩には既に第一回の卒業生を出し今年又第二回に於て五十八名といふ多數の卒業生を出し、今日茲に卒業證書をば授與されるといふことは、國家の爲に寔に慶賀すべきことゝ信じます。殊に私は一の國民として喜ぶのみならず、控訴院長たる職務上に於ても誠に喜び且つ練習所長たる小山博士其他講師及び關係諸君に對して此所で謝さなければならぬと思ひます。御承知の通り我々裁判官が充分勉強して幸に立派な裁判をなさんとしました所が、執行の宜しきを得ない時に於ては何等の効能を奏することは出來まぜぬ、恰かも底なき球の盃の如く上邊だけ眞くても何等の効能もありませぬ。裁判をして充分其効力を有せしむるや否とは一に監獄官諸君の執行される手續の如何にありまして、眞監獄官を得られるだけ、益々裁判の効力を多大ならしむることゝ思ひますされば斯の如く練習所長小山博士を初め多數講師の御盡力により、諸君の如き多數の卒業生を出したることは、我々裁判官から見て誠に喜び且つ謝さねばならぬことゝ思ひます尙ほ私の理想として監獄官諸君に對して、序ながら申述べたいのは、斯の如き目的をば完全に遂げやうとするに就ては、執行の刑の分量を定める、即ち刑期をば適當に定めるといふことが最も必要でありますが、併し此刑期は犯情に比さなければならぬ、ところが犯情は御承知の通り千種萬態で立法者は迚も法律を以て刑期を定めることは出來ないからして、之を遂に裁判官に一任することになりました。即ち御承知の通り新刑法が刑の範圍を廣くしたのは全く之に出でたことでありまして、私は此新刑法の取調べにも從事し、其當時より實行の今日に至るまで此立法者の目的をば完全に達することは餘程困難なことである、ナカ〳〵以て容易ならぬことである、劇げしく云つたならば或は殆んど不可能ではありはしないかと思つたのである。若し刑事訴訟法の刑事に就ての手續をば大に改正し又裁判官の數をば大に增加するといふことでもしたならば、或は立法者の目的を遂することを得ませうが、是は實際に於て出來ないことでもあり、且つ又縱ひ其通りに出來たとしても、豫め刑期を定めるといふことは、醫者が病者を見て、これは何ケ月を費したならば癒るであらうと意見を立てゝ見た所が、是をば癒つた後に既に經過したる後の確かなるには及ばぬであらうと思ふ。裁判も其頃りであつて今の新刑法に就て、立法者が希望した如く裁判官が充分取調べをし充分思慮を費した後に裁判をした所で、これは効能が少い、それよりは私の考では諸君も御承知の通り亞米利加の或州に於て、既に實行しつゝある不定刑期の制度を定め、裁判官に於ては罪の有無を判斷し、さうして有罪と決した時には、唯だこれを監獄に入れるといふ丈けの宣告をし、さうして監獄に這入つて後、監獄官に於て果して監獄に入れた所の此囚人に對する目的を遂げ得たかどうかといふことを觀察して、其目的を達し得たりとする時には放ちやることにしたならば。前にいふ庸醫が先に判斷したのと後の結果によつて見るのと同じ結果を見るであらうと思ふ。私はどうも其方が刑の目的の大部分を達するに就ては本統であらうと思つて居る。然るに反對者は曰く、さういふことをするに就ては、第一監獄制度を大に變更しなければならぬ、又監獄官の資格を初め其他に於て大に改定しなければならぬといふのでありますが、これも私は全く同意する譯でありまして如何なる仕事をするに就ても何れ準備が要りますから、準備は必要である。若し私の理想が或は他日行はれる時が到來することがあつたならば、諸君は其時に當つて卒生の準備を以て直に立つて之に應ずるだけの覺悟のあることをば偏へに希望するのであります。若し其事が行はれぬにしてもこれ丈けの御考を以て戴いたならば今日に於ても直に行はれ得べきことが多々あるであらうと思ふのであります。併ながら多くこれは未來の事柄でありますから何卒諸君が今日得られた所の卒業證書を携へて歸へられるのは恰かも錦を着て故郷に歸へると同一でありますから、諸君に於ては喜ばしく、私も朝に申す如く誠に喜ぶ譯でありますからして、何卒これより充分御勉強の上、此所に於て學び得られた所の學問を實地に應用し、舍に諸君の職務をば完全に行はれるのみならず、多數監獄官の模範となるといふことを期待せられんことを切に希望する譯であります。終りに臨みまして閣下及び諸君に對して滿腔を汚しましたことを謝します。

▲卒業生總代の答辭

維時明治四十三年七月三十日吾監獄官練習所第二回の講習を終り茲に修業證書授與の式典を擧けられ閣下及諸賢の來臨を辱ふし且司法大臣閣下より優渥なる訓示を賜ひ所長閣下亦告辭を與へらる生等の幸榮何か之に加へん

回顧すれば去る三月講義開始以來日を經ること百十餘日其間敢て永しとせざるも所長閣下の懇篤なる指導と講師各位の熱誠なる薫陶に因り幾多斬新なる學理と實務の方策とを修習し自ら會得する所多大なりしは生等の衷心感謝する所なり竊くは任地に歸り各自其教示の旨趣を體し之を實地に應用し以て閣下及諸賢の高誼に副ふ所あらんと欲す聊か蕪辭を陳して答辭とす

明治四十三年六月三十日

監獄官練習所第二回練習生總代

福岡監獄看守長　長山始

因に第二期練習生として入學したるは內地監獄各一名即司法省所管全國監獄より選拔せられたる者五十六名と統監府より派遣の三名にて都合五十九人なりしが其內一名官職を轉じたる爲め中途退學し其他の五十八名は無事全學期を終了したるものにて其中第一席より第五席までの成績を得たるは左の諸氏なり

福岡監獄　長山始
千葉監獄　秋元源次郎
大分監獄　師子鹿久太郎
長崎監獄　戶田作造
統監府　大野洗次

○東京所在監獄醫務所長協議會

客月二十三日東京所在監獄醫務所長會議を集鴨監

獄に開催したるが右協議會にて協議したる事項左の如し

一、精神病者は特に專門的の診斷治療と特種の處遇とを要するに拘らず現時に於ては巢鴨監獄に小規模の病室あるのみにして其他は設備不充分なる各監獄に收容し適宜の診療を施しつゝあるを以て實に不便勘なからざるのみならず所遇上完全を期し難しと認む故に精神病者のみを收容する監獄を新設するか否らざれば普通監獄內に完全なる精神病監を設け附近各監獄に於て生じたる該患者並に其疑ある病者を收容し專門醫をして診斷治療に從事せしめ相當の所遇を爲すべく實施を望む

二、結核は死亡の原因として主なる疾患にして東京附近監獄に於ては該患者の數殊に多し故に之を現時の如く各監獄に收容せず該患者のみを收容する監獄を設くるか否らざれば一定の監獄に完全なる結核病監を設け附近各監獄の患者を收容し專門醫をして診療に從事せしむるに於ては傳染豫防と治療の上に於て好成績を奏へんと信ず依て之が實施を望む

三、監獄衞生は諸多の法規に準じ實施しつゝあるも之を主宰すべき專門醫官なきが爲め方針區々に渉り統一を缺くの嫌なしとせず故に本省に醫官を設け其中樞の要局に當らしめんことを望む

四、監房及工場の定員は各監夫々制定しありしと雖も衞生學上より如何なる程度を標準となす可きかに研究せられたるものなきにより先づ如何なる構造の監獄にては幾何の容積一人宛を標準となすやを研究したる上監房工場の容積一人宛の標準を定むる事に決す尙ほ同時に監獄の構造は二階建を可とするや平家建を可とするやの問題に付ても研究すべき必要ありと決議す

五、各監獄に於て健康診斷の標準を設定しある向なしとせざるも區々に渉り甲監獄より乙監獄に移監の場合既往の健康狀態を調査せんとするに當り頗る明瞭を缺くを以て各監同一の標準に依り處理すべく決定を望む

六、現在實施の在監病者小票は輕病者の發病日時と休養患者の發病日時とを併記する項なきを以て休養患者の所遇を受けたる日數をのみ調査する必要を生じたる場合に於て不便勘からず且つ舊小票の如く轉歸欄に次年越の記入あれば年越患者の小票を處理するに當り至便なり尙ほ末欄に時間とあるを未滿以上と改め別紙雛形の如く改正を望む

在監人種別　受刑者

發病番號第	(一)氏名　男女	(二)年齡　滿　年　ヶ月	(三)病名
發病	輕病	入監時の病者	明治　年　月　日
		入監後の病者	明治　年　月　日
在監時間	休養	入監時の病者	明治　年　月　日
		入監後の病者	明治　年　月　日
轉歸別及轉歸年月日		入監時の病者	明治　年　月　日全治未治死亡
		入監後の病者	明治　年　月　日出監次年越
治癒者			日
罹病日數		入監時の病者	日
		入監後の病者	日
入監時より發病に至る期間	輕病者		日未滿　年以上
	休養者		日未滿　年以上
發病時より死亡に至る期間	入監時の病者		日未滿　年以上
	入監後の病者		日未滿　年以上

七、在監人中處刑にして健康食に堪へざるもの又は病後の就役者にして健康食尙ほ早きもの即ち病者と健康者との中間に在るものに對し中間食糧を給與せられんことを望む現に歐洲に於ては實施しつゝある監獄あり其調査したる結果によれば中間食を給與す可き人員は總在監者の二%位あり實施の成績は頗る良なりと云ふ故に我國に於ても之を實施せば監獄に於ける病者中常に最多數を占め而かも十年以來更に減少の傾向なき消化器病既中胃病患者の減少を來し一般に健康上の成績良好となるべきを信じて疑はず故に之れか實施を望む

八、監獄醫は陸海軍醫の如く相當の期間に於て治療醫學を復習するにあらざれば日常執務繁劇なる爲め學術共に退歩を免かれず只僅かに國家醫學の講習を許されあるも治療的智識を啓發するに途なきを以て奉職後相當時期を經過せし者には復習を許可せられん事を望む

○東京附近教誨師協議會

東京附近監獄教務所長は本月八日小菅監獄に會同し協議會を開けり協議事項等は次號に登載する筈

○神戸附近教誨師協議會

本月四五兩日神戸監獄に於て近府縣監獄教誨師協議會を開催す本派本願寺よりは亦高木費事を出張臨席せしめられ神戸坪井典獄奈良角尾典獄臨場せられ膳所監獄香川教務所長は終始會議を傍聽せり此會同の出席者は大阪高安、京都羽溪、奈良菊屋堀川那須、和歌山佐藤の各教誨師及主催地の個、今井、橘、柳井、朝倉、伊井、長澤の各教誨師之に參加し四日は午前十時より坪井典獄同會の挨拶を述べ個教務所長議長席に就き直に議事日程に入る議題及決議は左の如し

一、釋放者保護事務の實績を擧ぐる簡易の方法如何

決議（一）保護に關し各地教誨師交互に連絡を精密にすること

（二）保護事務を入監時、釋放前、釋放後の三期に分ち各監共歩調を一にすること

（三）保護を與へたる者の成績良好なるもの及入監したる者ある場合は互報すること

（四）關係地の教誨師は會員を代表し本山より採務使又は駐在布教師に通牒を發し教誨師と協同して出獄人保護を奬勵せしむることを本山に上申すること

二、看證不許の書目は其事由を具し聯合區域に互報するの必要なきか

決議　必要あり其書目、內容及不許の事由を具體的に明記し毎年協議會に互報すること

三、教誨の効果を實査の上より說明する方法如何
決議　方法を在監時と釋放後との二類に分ち其事實を記錄する
る簿冊を設くること
但在監時に關しては觀察表記錄を謄寫し釋放後は行狀調査簿若くは他の記錄に留めたる事實を記錄すること

四、死刑の宣告を受けたる者の希望に依り房內に於て佛像を禮拜せしむるの可否
決議　清淨なる小室を設け禮拜せしむるを可とす
五、在監者の看護書籍用として教誨師各自の置廻せる教　の原稿を簡明に記載し編輯せば如何
決議　原案可決
六、受刑者に對する教誨、教育は刑期の長短に依て其方法を異にするの必要なきか
決議　必要あり其方法は各監適宜とす
七、受刑者の學力試驗法を一定しては如何
決議　委員を設け一定の試驗問題を撰定すること
但外國語及數學は各監適宜とす
委員は神戶監獄教誨師を指定す
八、教育の學年を歷年度に改むるの可否
決議　可
九、教育簿に依る出獄後の行狀調査を確實にする方法如何
決議　各監適宜の方法を執るを可とす
十、携帶乳兒保育に關する方法如何
決議　地方に有志者を求め適當なる方法を設けて之を　托すること
十一、受刑者の地方的犯罪表を作成し地方敎導の便に供しては如何
決議　作成の必要あり其方法及樣式は各自の考案に任せて實行し次回に報告の上更に討議すること
十二、圖書閱覽室及其代用設備の方法如何
決議　各監の狀況を關取に止む

○神戶監獄の　カード式領置金整理と練習船

去る頃關西地方の會計事務を調査して歸りたる某氏は神戶監獄の「カード」の領置金整理及練習船に就て語るらく神戶監獄に於ける「カード」式を以て在監者領置金を整理せる實際上の取扱を見るに一箇の堅牢なる箱を設け棚を仕付けて區劃を爲し之に目標、番號、在監者氏名、領置金額等を記載したる長方形の「カード」を順次に挿入し外より蓋を爲し鎖鑰を付しあり而して領置金の出納ある毎に之を開き領置金の受拂を爲すべき在監者に該當する「カード」を番號を以て引出して登記を爲し再び之を原位に復し置き釋放又は移監したる者の

「カード」は之を取除き常に領置金の現在高を維持せしむる方法なり故に何時たりと雖も各在監者の領置金現在高を集計せんとするときは洋式の簿冊に依り計算するよりも頗る簡便なりとす且同監獄に於ては別に在監者一人毎に通帳式の領置金受拂帳を作り携有金を領置し差入金を記載して在監者に承認せしめて歲入歲出外現金出納官吏に對する受入報告の用に供し又領置金を親族其他に送付し又は物品を購入する等拂出を要するときは之に記載して在監者に承認せしめて以て歲入歲出外現金出納官吏に對する拂出報告の用に供せり故に歲入歲出外現金出納官吏は領置金收受簿又は領置金拂出の許可書と該受拂帳とを對照して容易く「カード」の登記を爲し得るなり加之「カード」又は該受拂帳中誤記違算等の生ずることあるも相互の對照に依り直に之を發見するの便あり當初「カード」は一葉の片紙に過ぎざるか故に紛失する事なきかを恐れたりしが同監獄にては「カード」式を採用したる以來今日に至るまで未だ一回も紛失したることなし萬一紛失するが如き事ありとするも受拂帳の存する以上直に之を補ふことを得べし。

淵本分監に於て懲治人の拘禁場たり作業場たり敎育場たり又航海術練習場とも謂ふべき鎭邊號は鐵製の舊砲艦にして噸數二百七十九噸其平水航路として航行する區域は大阪灣內より南は紀淡海峽に至り西は淡路の沿岸を涉りて明石海峽を限りとす由良港を定繫所として碇泊し每月一回拔錨して淵本に航し年々二回神戶に航し以て實地の練習を爲さしむ、由良淵本間往復の費用は一回凡五圓內外なるも神戶に往復するときは一回の費用凡三十圓を要す、本船に要する一ヶ年の石炭は十萬斤にして每年神戶にて購入せり又船內の需用品は本船附屬の短艇を用ひ每週一回づゝ淵本に至り分監より之を受取り本船に運び所用を辨ず、神戶に航行する際には石炭米麥等分監所要品を同地にて購入し本船に積込み運送することゝせり又其外船體の定期檢査を受くる爲め每年一回大阪へ廻航し海事局の下檢査を受け修繕を要する箇所の指摘を請ひ其指摘に從ひ船渠會社をして修繕せしめ更に檢査を受け航行差支なしとの檢査證を得て歸航す此檢

査には別に手數料等を要せず、修繕料は大阪の五會社中に就き費用の見積を爲さしめ確實廉價なるものを指定して修繕せしむ其修繕料概ね五六百圓以上に及び稀には千圓以上に達することありとのことなり、目下同船にある懲治人は四十人あり之を統御する職員は船長、機關長、事務長、敎師火夫長、水夫長各一人看守六人なり懲治人は新法施行後減少し今後益減少するを以て同船の經營を維持せんとせば未成年受刑者を收容するの外なからん。

○精麥機据付に就て

福岡監獄

一、炊塲設置蒸汽鑵は「コルニッシュ」式公稱馬力十馬力にして此給水原動機は從來汽鑵給水用のみに使用し居りたるものにて「シリンダー」の徑は五吋「ストローク」は五吋二分の一の「ヒードポンプ」にして公稱馬力二馬力二分の一なり然るに本年三月當監に於て之れが改造をなし給水及精麥機を回轉せしむる原動機と爲さしむるに至りたるものにて其裝置は左の如し

「シリンダー」の「ピストン」兩面即ち下部面には給水喞筒の「プランシャー」を取付け上部面には「ピストンロッド」を取付け「シリンダートップカバー」を貫き「クロスヘッド」及「カイド」を經て「クランクシャフト」を回轉せしむる裝置となしたり。

「クランクシャフト」は直徑一吋四分の三にして其一端には徑二尺巾六吋の革車其他端には直徑三呎重量參百參拾封度の節動輪を有し原動機の動力を增進せしむる裝置となせり。

本機「スチームパイプ」は一吋にて「エキゾーストパイプ」は一吋四分の一なり「エキゾーストパイプ」は「水槽」に通じ水槽內を四回轉し其端末は水槽外に出し水槽の水は常に百參拾度以上の溫度を保たしめ之れを汽鑵に供給して常に石炭の節約を計り「水槽」には油の洩出を防ぎありて飮料水に使用せしむる裝置なり。

「ヒートポンプ」「サクションパイプ」は一吋四分の一にして十五間以上の距離ある井戶より汲

水し水槽に導き炊事、糸染工塲製紙工塲及浴塲等の費消水給水喞筒の動作に依り各所に供給しつゝあり。

一、汽鑵給水には別に壹吋四分の一の給水喞筒を設けあるも「プランジャー」は「ヒードポンプランシャー」に取付けあるを以て「ヒードポンプ」と同一に昇降せしむる裝置なり。

一、精麥機の「シャフト」は壹吋四分の三にして「ビヤリング」四個を有し臼五個を据付け「シャフト」の兩端即ち一端には重量百貳拾封度直徑貳呎の節動輪を有し他の一端には巾三吋徑貳呎の革車を有し本機革車より三吋の「ベルー」を裝置し精麥機を轉ぜしめ然して此回轉數は一分時間に百四十回本機も同數の回轉を爲すべきものとす。

一、臼壹個に付玄麥貳斗貳升水壹升五合內外を注入し五十分時乃至壹時間にて精麥と爲す之れに要する精搗夫は三名にして麥の倉入れ倉出し精麥のサビ方乾燥等を爲さしむ然して搗減は目下一割强なりと雖も尙は之れが改良を施し搗減を減じ得べき見込あるを以て研究中に屬す。

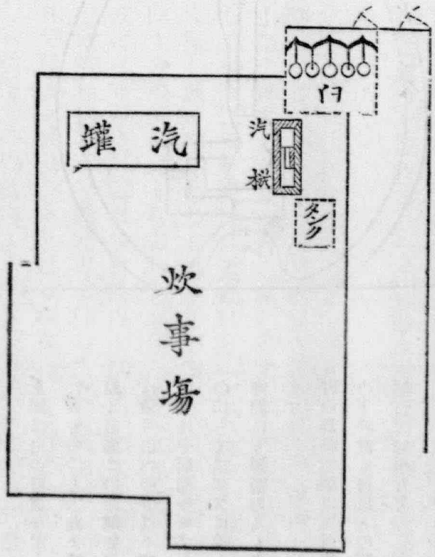
一、精麥機据付に關する費用左の如し

麥搗器械に屬するもの　六八、三四〇

汽機修繕に屬するもの　五二、四二三

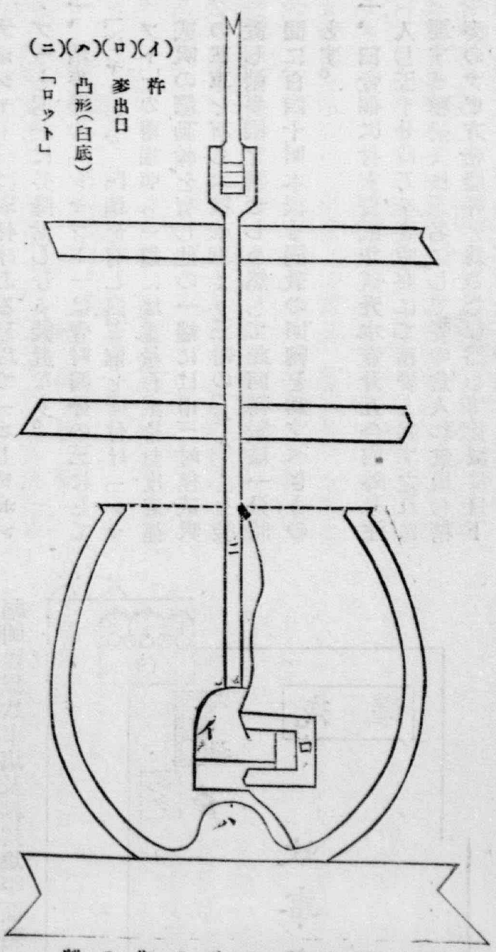
一、精搗塲坪數四坪

福岡監獄炊事塲及精搗塲平面略圖



○安濃津監獄の近火

客月十六日午後四時四十分頃安濃津監獄前に在る燐寸製造業者の原料乾燥場より失火し一時は火勢猛烈にして類燒の厄に遭はんかと憂慮せしが典獄は部下を指揮し監獄備付の喞筒二臺を引出し炊夫掃除夫等火防の用務に就くに足るべき者を役し構內より放射せしめ又職員の一部は現場に奔走し一面警察官署に急報し專ら消防に盡力したるより五時三十分頃に至り乾燥場一棟を燒失したるのみにて鎭火したり。



上圖は臼の前面を示したるものにして此ト降點と臼底との距離如何に依り臼內の搴は不順廻又は平順廻を來すものにして搗減又は搗上時間にも影響あるものとす

杵の昇降距離は五吋杵の下降點と臼底との距離は二吋半なり

○逃走事故

▲福井監獄拘禁中の窃盜犯和多田和三郎(三十二歲)は去月十八日被告事件に付き召喚せられたるに依り戒護者二名を付し他の一名の被告と共に福井區裁判所に護送せしめたるに正午十二時他一名の被告は豫審廷の審理終りたれば監督看守部長は看守を殘して和三郎の戒護に當らしめ置き本監に引揚げたり跡に殘れる看守は午後一時三十分頃和三郎を出廷せしめ懲役十年の言渡を受けたるより留置場に連歸り監房に入らしめんとしたるに本人は上厠せんことを請へるまゝ之を許し本人は厠に入るや瞬間にして戶を排して躍り出で突然下駄を以て看守の面部を毆ち看守は右手に被告の胸倉を取り仰向に押倒したるに再び下駄にて面部を毆打せられ挫傷を被り甚しき出血に胸倉を取りし利腕は弛みを生したるより被告は之を振放し其傍にありし唾壺を看守の面部に投付け鼻梁顴骨上唇等に重傷を負はせ殆ど人事不省に陷らんとするを見て留置場出入口の戶を外して脫出し裁判所裏門より逃走せり然るに何人も此事變を知らず先に監獄に引揚げたる護送馬車が再び留置場に來り其現場に到れる馬丁は檢事に急報し檢事は一面監獄に急報し且つ現場に臨檢し夫　手配を爲し又監獄にては急報に接するや直に看守數名を派し且非番看守を召集し警察署へも通報し市の內外要所を警戒する等搜査に力を盡せしも終に其踪跡を失したるが本人は其後數日を經たる二十三日岐阜警察署に於て逮捕せられたり。

▲橫濱監獄病監より逃走

橫濱監獄に拘禁中の持兇器强盜重懲役十一年囚井上榮太郎なる者は前科二犯を有するも行狀方正にして賞表二個を受け病監內に在りて看護夫の役務に服し頗る精勵しつゝありしが本月八日午前零時四十分頃强雨頻りなる時を利用し逃走せんと圖り戒護看守の隙を窺ひ病監構內の炊事場に入り鐵窓の鐵棒一本に手を懸け力を極めて之を彎曲せしめ其間隙より拔出つるを得る程度とし其處より脫出し病監附屬の物置內より擔架、蒲團の解襟三尺帶等十數本を持出し東方の病監患者の運動場に到り

擔架に裝置しある竹の擔棒二本とを長く繼合せ之を東北隅なる煉瓦塀に懸けて攀登し逃走したり發見したるは逃走を遂けたる後にて午前一時十分頃覺知するや直に警察署其他に急報し捜索する等怠りなかりしが遂に其踪跡を得ざりしと。

▲青森監獄より逃走

青森監獄に拘禁中の竊盜懲役七年高澤太一（二十四歳）は本月九日午前零時起出つるや炊事に就き立働きつゝありしが午前一時三十分頃戒護看守の隙を窺ひ同所右翼西端に接續せる浴場の硝子戸破璃一枚破損しある箇所より脫出し炊事場の倉庫と病監との間に在る板塀を攀ぢ登り更に女監境界板塀の笠木に手を掛けながら貫を渡り外圍板塀を踰越し逃走したり典獄以下此の急報に接するや直に非常召集を爲し部署を定め先づ遁竄すべき要路を扼し一面附近の村落山林を捜査したるに果して同監を距る二里半許の地に警戒せる看守の手に逮捕するを得たり而して彼は早くも逃走途次に於て民家の軒下にありたる縞メンネル肌着と縕纏の尻切一枚を窃取し獄衣と着替へ獄衣は同所塵溜に埋めたる後同所を去りたるなりと。

▲岩國分監より逃走

山口監獄岩國分監に於て懲役三年執行中の竊盜犯桶本滿二は本月三日獄則違反の廉に依り輕屏禁三十日に處し懲罰室にて執行中十一日午前一時頃監房鎖鑰の不完全なるを看取し格子の間より手を伸し竹箒を以て之を捻じ開け錠を外して房外に出て遂に屋根傳ひに教場裏に降り表門を越へ逃走したるに依り附近の要所に看守を派し尚立寄るべき見込ある地に追跡せしめたるが午後四時頃玖珂郡由宇驛附近の民家に潜伏し居る見込あるを以て百方捜査中一民家を立出で走り去るを認め直に逮捕し引立て歸れり。

▲洲本の練習船より逃走

神戸監獄洲本分監に在る懲治人太田貞治郎（十七歳）大倉勘吉（十六歳）朝熊德三郎（十七歳）碓井梅次郎（十六歳）の四名は本月七日午後八時頃練習船鎭邊より脫出遁逃したり其逃走の手段としては始め貞治郎は午後六時三十分頃窃に同船に在るペンキ塗用の足臺板を持出し之に日覆用麻布を縫付け

置き知らぬ顏にて立働きつゝありしが黄昏過ぐる七時三十分頃に至り德三郎は之を砲門外に持出し細紐を以て錨鎖に繫き海上に浮べ直に引返して煙筒の後部に潜伏せるに豫て首尾を窺へる他の三名は同時に煙筒の横側に在る覆布を入るゝ箱中に入りて潜伏し只管脫出の機會を待ちつゝありたるが人目を辨せざる八時頃貞治郎先づ箱より脫出で前部砲門外へ降り錨鎖を傳ふて海に投下し先に浮べある足臺板を持ち游きつゝ右舷門側に隱れ續て他の三名　同時刻看守の交代して前部へ巡回せる隙に乘じ右舷門外に出で海中に投下し前記貞治郎と共に陸上に游ぎ付き何れも逃走したり、當日宿直中の看守部長は午後八時十分頃海上にて相呼應する少年の聲を聞きたるに依り直に室外に出で海上を注視したるも何等の形影なし然れども尚疑ふべき點ありとし勤務中の看守をして臨時人員點檢を爲さしめ始めて逃走者あるを發見せり發見するや時を移さず看守部長看守は端艇に乘組み港内の捜索港口の警戒を爲し尚非番看守を召集し各所を捜索したるも時しも天候險惡四顧暗黑にして捜索上の不便少からざりしが、德三郎は練兵場に上陸するや其附近の民家に入り一泊を請ひしに反て家人は之を說得し相伴ひて練習船に來り他の三名は他の方面より上陸し山中に逃げ込みたるより愈捜査に困難を來したるも西方より來れる商人の言に依り三名は福良方面に逃走したることを知り追跡急行せしめたり然るに三名は空腹に堪へず困憊の餘歸船して罪を謝せんと詰合ひたるに貞治郎は之に從はず相謀れて諸處徘徊中村役場員に認められ遂に巡査の手に引渡され他の二名は約の如く歸船せんとしたるも空腹に堪へずして路傍に横臥せる現場を巡査に目擊せられ引致の途に於て偶々先に捜査に向ひたる看守は之に出會ひたるを幸に巡査より引渡を受け歸船したりと云ふ。

▲福岡監獄死刑囚の逃走

强盜殺人强盜傷害竊盜と云ふ長々しき罪名の下に福岡地方裁判所にて死刑の宣告を受けたるに控訴し目下福岡監獄に拘禁中の西熊吉（四十五歳）は他の被告五名と共に雜居監房に收容し在りしが同監にては自辨食と官給食とを區別する爲め食事時刻

至れば自辨食の者を監房外廊下に出し喫食せしむる例なるに依り本月十三日朝看守は監房を開き食糧を自辨する本人を房外に出し夫より溯りて順次他の監房を開き自辨食の者を出房せしめつゝありしに本人は窃に廊下を脫出し構内に在る縱横三尺の便所蓋を取り之を外圍土塀に接着せる板塀に立掛け踏臺とし尚着用せる帶を板塀上部の忍返しに用ひある金釘に掛け之を辿りて塀上に登り踰越逃走せり該被告が板塀に攀ぢ登れる際同房者の一人は急を戒護看守に告げたるに依り看守は直に報告すると同時に表門に駈出で追跡したるも彼の時早く既に逸出して形影を認めざりしと此報に接するや監獄にては檢事局警察署等へ通報すると共に捜索に努めたるも遂に獲る所なかりしと云事玆に至りたるは主として戒護看守が立會者なきに拘らず監房を開きたると監房外に出したる被告の身邊を注視せざりしに座するものなりと油斷は大敵なり。

▲山口監獄獨居房より逃走　看守の幇助

山口監獄拘禁中の詐欺取罪犯小松勝太郎（四十歳）は岩國支部にて懲役十年の言渡を受けたる前科十一犯の惡漢なるが客月十八日午前二時過起臥せる獨居監房を脫出したり然るに逃走したりと認むべき形跡なく外部より逃走を幇助せる者あるにあらずやとの疑あり現に同監看守の一人は之を幇助したる嫌疑を受け其職を免せられ且つ拘留せられつゝありと或は然らん、去りとは司獄官吏の面汚しなり。

○三ヶ月間の工錢と賞與金

其筋にて調査したる本年一月より三月まで、作業工錢及賞與金比較表に依れば工錢額の一日一人平均高は官司業九錢五厘八六にして受負業七錢七三委託業七五、一四なり又賞與金を受くべき者の一日一人平均高は官司業十錢九厘四四にして受負業七錢五厘七二、委託業十錢三厘一四なり尚三ヶ月間の工錢總高は官司業十一萬八千三百二十八圓七十五錢六厘、受負業二十萬七十圓六十二錢にして委託業は三萬六千五百十八圓三十一錢二厘なりと。

○眞木事務官の消息

眞木監獄事務官は出發後風雨の故障なく至極健全なる由にて左の近信は同氏の消息を知るに足るべし（記者曰く氏の消息は聞くに從て洩れなく報道せんと期するに依り同氏の消息を知り得たる人々は成るべく速に本會に通知せられんことを乞ふ）

◉小山監獄局長宛の書柬

拜啓九州御出張の御用務も相濟み無事御歸京其後も益御清康被成御座候半奉賀候陳は私義乘船以來未だ少違和だに感ぜしことなく至極健全にて消光罷在今朝當港へ安着仕候間乍憚御安心賜り度候海上も今日までは平穩にして案じたる程の事無之聊か船内生活に慣れたる氣味も可有之歟多少船體動搖致候も船暈病に陷る樣の事無之却て風なきときは暑氣甚しきを以て苦熱の難あり船體は動搖するも寧ろ風多きを希望する樣に相成申候但しコロンボ以後は今日迄の如く平穩には無之由に付未だ大言を吐く場合には無之と存候同船の日本人は七人あり尤其内二人は當然へ上陸するもの日々甲板上に打寄り輪投げ、ビクアヨド其他の遊戲に從事否日課の一つに致消閑の具に供し居候今回渡航の日本人中には一人も遊戲に長し又は隱し藝を有するもの無之隨て何れの場合何れの時に於ても隱し藝を强ひらるゝことなし無藝の私に取りては寧ろ意外の幸と存候私の出立前御話ありたる如く「何かヤラセラルゝ」の一厄難逃れたる姿に有之候（中略）當港は明後十五日朝解纜する筈に有之候先は眞の略報迄如此得貴意候　早々拜具

六月十六日　於シンガポール　眞木喬

◉谷田豊野兩氏宛書柬

拜啓兩兄御揃益御康々賀候陳は小生義去る三日朝上海出發今朝當港安着致　海上波靜にして動搖少く至極平穩これだけは仕合に御座候但日々暑氣相募り日中は船中にても九十度位に相成候には閉口罷在候幸船客中に手島東京高等工業學校長　理科大學講師柴田理學士、手島氏の息田邊某（以上はマルセール上陸）海軍の主計監服部と申す人（ロンドン直行）シンガポール副領事近藤愿吉（赴任掛け）氏あり日々賑々敷消光罷在候乍憚御休神是祈

候、上海にては谷田兄御敎示の豊陽館へ投宿一泊致候間四碼路の夜景を見物に出掛け申候其繁華雜閙名狀し難し暑熱加蒸中に支那人卓を圍み悠々茶を喫して意中の人を待つ趣は流石悠長のものに有之候世は大平無事日本人の眞似の出來ぬ事と被存候、香港の狀況は見物の上後より可申上候先は眞の着報迄如此得意候　拜具

六月六日　於香港、丹波丸甲板上　喬

㊙監獄局員宛書柬

今朝ペナンへ安着致候船中至つて壯健暑氣が思つた程に無之海上風あり凌きよく御座候但此先きが海上波高き由なれば如何やと存候諸君の健康を祈る

六月十七日　喬

㊙谷田豊野兩氏宛書柬

拜啓御揃益御淸康奉欣賀候陳は野生義本日無事當港安着致候ペナン出帆翌日即ち去る十九日以降例のムンスン吹荒し船體の動搖強く船暈者を生したるも生は不思議にも影響を蒙らず我が日本人同船客五名中或は腸胃を害し或は船暈にて食卓に就く能はず今日迄一度も欠席せざるものは野生一人に有之我ながら不思議に存居候次第に御座候間乍憚御休神被下度明日はカンヂー迄參る積りに有之谷田兄の御說の如く東洋人の卑屈白色人の跋扈は憤慨に耐へず大に相戒且つ向上せざるべからざる感を深く致候當地は明後日解纜す略報迄匆々不備

六月二十三日　コロンボに於て　喬

㊙監獄局宛電報

着いた

七月十三日　倫敦　眞木

各地通信

○東京たより

拜啓筆硯益御健勝奉賀候在監者增加に付ては各監獄共一通りならぬ御配慮なるべく存候東京所在の監獄はなか〳〵の繁昌にて一二ヶ月前より諸處に移送轉換に忙しく先づ第一着として巢鴨監獄に拘禁する受刑者三百名を小菅に、百五十名を靑森に

移し候、小菅とても三百名を容るゝ餘地とては無之に付き其前に於て小菅より二百名を樺戸に、百名を十勝に送り申候其外小菅より網走へ五十名移送致候之にて巢鴨小菅は稍餘地を生じたるが如く感ぜらるゝも事實は左にあらずして日々東京監獄より確定入監する者多きに依り在監者減じたりとの觀無之候夫れ故又々窮策ながら市谷監獄へ交涉し收容塲所を融通する抔有らん限り手を盡し增減の平衡を保たんことに苦心致候それでも現に巢鴨には二千七百有餘、小菅には千三百餘名、市谷には千百名を拘禁致居候右は成年受刑者の男子のみにて其外東京監獄にて確定する十八歲未滿未成年の男受刑者は或は橫濱へ送り或は福島の中村へ送る等萬遍に振替へ致候へども之れとても收容塲所に際限ありて思ひのまゝには至らず候に付き彼此と詮議の末此程より目下建築半成の川越分監へ移送し從前同監に收容中の懲治人との區劃を嚴にして拘禁する事に決定致し又刑期二月以上十八歲未滿の女受刑者は橫濱監獄へ集合拘禁する事と相成候此十八歲未滿の未成年女受刑者は東京以外其附近浦和、前橋、千葉、水戶、宇都宮、甲府及靜岡の諸監獄よりも橫濱へ送る事に候其他東京附近の監獄はいづれも拘禁定員を超過するのみならず種々の階級に屬する種々の犯罪者日々に出入致候事とて一方ならぬ多忙に見受けられ暑中休暇抔思ひも寄らぬとの事に候——轉じて關西地方を一瞥致し候へば大阪堀川は隨分定員超過の度甚しく神戶岡山亦大超過に候同監獄當局者の憂慮察するに餘りある次第にて先般大阪より高松へ二百人、德島へ百五十人、高知和歌山へ各百人、神戶より松江へ百五十人、高松へ五十名許、岡山より鳥取監獄へ百人移送しほんの急塲凌ぎを付け候へ共之れ亦九牛の一毛位ひに感ぜらるゝ有樣に過ぎず候又岡山以西九州の諸監獄に移送停止と相成居候十二年以上の刑期の者百三十名許は三池監獄へ收容方同典獄に於て引受けられ數日前ヤット豫定の人員收監濟と相成候由に候右樣の狀況にて今日現在の監獄にては收容し難かるべしと思はるゝまで出來得る丈け融通致居候次第に付此勢にて在監者增加致候とさは申すまでもなく、減少不致候へば新に監

獄を建築するの必要可有之存候國費多端にして監獄建築の如き遲々として進まざるの今日に於て遽に廟議の容るゝ所となるべしとは想像も相付かず假令詮議相成候とも實物は一朝に出來上るものに無之候間矢張り移送を以てし甲乙有無相通し此處暫く成り行きに任せ一面には徐に建築其他の方法を採るの外なかるべきかと存候、先は昨今の事實御報旁如此に候早々

○長野たより

客月二十六日當監に於て合葬式並に追吊法會を營み申候そは明治二十八年五月二十八日より四十年二月二十一日までの病死者及刑死者の爲めに候是より先き本派本願寺御連枝智炬院梅上尊融師には東北御巡錫ありとの事を傳聞致候に付之を好機として合葬追吊法會の御導師を懇請せしに嘉納せられ當日午前七時三十分頃本多賛事長署采採訪使を隨へ御來臨有之善光寺大勸進住職石堂僧正、同大本願大宮智榮師其他各宗寺院僧侶數名も之に列し來賓としては裁判所長檢事正長野警察署長の來臨有之候職員來賓一同敎誨堂なる式場に着席するや續て御連枝の入場ありて式は白井典獄の告辭に始り順次式を營みたる後御連枝の法話あり本多賛事長之を敷演せられ尋て女監に於て同一の式ありて全く結了を告げ申候式後別室にて茶菓の饗ありて十一時過くる頃退散致候それより職員は西長野、城山兩墓地に香華を手向け申候、法式の順序は第一着に受刑者を式場に入らしめ次に典獄其他職員着席、來賓着席、導師入場となりたるを待ち典獄は開會の式辭あり終て勤行に移り四奉請、小經、九聲念佛、回向あり各宗僧侶燒香典獄來賓の燒香受刑者惣代の燒香ありて典獄の吊詞朗讀磐井敎所長の白骨御文章を謹誦致し候それより敎誨あり典獄閉會を宣し導師以下退場來賓監獄官吏の退場にて無事結了したる儀に有之候此法會と合葬とは受刑者に渉からぬ感動を與へ老弱男女共に隨喜の涙に咽べるを實見致し候斯の如き法要の効果の多大なる事は申すまでも無之と存候當日典獄の朗讀せる祭文は左の如くに候先は右短信如此に候謹言

祭文

維時明治四十三年六月二十有六日チトシ明治二十八年五月二十八日ヨリ明治四十年二月二十一日ニ至ル在監病死並ニ刑死者ニシテ不祀ノ鬼二百八十有二ノ遺骨ヲ合葬シ茲ニ追吊供養ノ法會ヲ執行スルニ當リ汝等冥界ノ精靈ニ告ク生者必滅會者定離ハ人生ノ常相ナリ悟者ハ之ヲ解脫シ迷者ハ其中ニ流轉ス一生誰カ死ナカランヤ唯安心立命ノ確ト不確トニ依テ苦樂昇沉ノ境ヲ異ニスルノミ汝等生ヲ明治ノ聖代ニ受ケ恩罪輕狀ノ身トナルト雖モ皇恩仁慈法規寛恕アリ敎化周到獄理當ニ見佛聞法ノ慈光ニ浴シ改悛歸善將ニ大ニ爲ス所アラント期待セルニ不幸病魔ノ襲フ所トナリ醫藥無効遂ニ不歸ノ客トナル嗚呼眞ニ愍諒同情ニ堪ヘサルナリ五蘊ノ幻身既ニ此土ニ滅ス官死後ノ罪ヲ追究セス每歲其亡靈ヲ追吊スル況ヤ今回合葬ノ事ヲ行ヒ墳墓ヲ廓清ス亡靈夫レ瞑スヘキナリ本官玆ニ香華莊宏以テ法莚ヲ設ケ厚ク之ヲ吊祭ス汝等精靈髣髴トシテ來リ饗ケヨ

明治四十三年六月二十六日

長野監獄
典獄從七位　白井勇松

本會記事

○茶話會

六月十日例に依り茶話會を開く午後二時三十分より谷田參事官の普圖に於ける出獄人保護事業に關する談話ありたり本誌論說欄に揭げたるは該談話の筆記を同氏親しく校閱し尙多少事實と意見を附加せられたるものなり同日會同者左の如し

佐瀨庄三郎　板倉瀧藏　高橋圓藏　小野喬一　浦島爲二　小濱斐信　出口米吉　牧勇次郎　鈴木萬吉　大澤酉藏　小澤千歲次郎　西元龍拳　佐藤大作　藤野亮道　木島正三　宗像金七　松山邦助　田中早穗　大野洗次　宮下蕭一郎　鐘ヶ江光助　中村信　小原綱五郎　澤田利喜三　高田利八郎　小長井喜太郎　前田多市　西坂照海　瀧野熊次郎　伴田彌吉　土屋運太郎　三原祐三郎　中村茂三郎　杉浦覺龍　淺田廣輔　島田榮造　木名瀨禮助　簡牟田彦次郎　佐々木俊翁　新井義敎　今井大助　大澤利之　松本盛惠　行木織藏　神山友吉　澤田龜造　田端喜三郎　後藤玉三郎　大山尙吉　三浦朝治　渡邊元太郎　伊勢谷常三郎　白土壽期　上田清三郎　野口金太郎　中島直人　瀨戸繁太郎　關毅　高木清　高木安次郎　松木林太郎　高橋金四郎　松岡彌一　生三俊隆　伊藤祐三　押田子男　李川萬平　柏知一　山口知信　和田太郎吉　佐藤益治郎　大曾根吉太郎　立石重司　小山鉦次　香川又二郎　豊野胤珍　谷田三郎

○監獄官練習所日誌

●十六日（金）　午前九時より十二時まで豊島講師訴訟法講義、午後零時四十分より三時十五分まで樋口講師社會學講義あり兩講師の講義は本日を以て完結せり

●十七日（土）　午前八時三十分より十時十分まで谷田講師監獄學講義、十時十分より十二時十五分まで泉二講師刑法各論講義、泉二講師講義は本日にて完結、谷田講師講義は完結に至らざるを以て今後時機を見て補講ある筈

本期の講習は本日を以て終了を告ぐ

●十八日　休み

●二十日（月）　本日午前十時より十二時まで監獄法規二問題の試驗を行ひ午後一時より三時まで衞生學（一問題）試驗を行へり

練習生白土壽期（水戸）は妻死亡の急報に接し昨夜歸任せり仍て試驗を受けず

●二十一日（火）　午前十時より十二時まで刑事訴訟法（四問題）試驗、午後一時より三時まで統計學（七問題中三問題撰擇答案）試驗を行へり

三木講師は問題に就き注意すべき點を示されたり

明日は午前中刑法問題の試驗を行ひ午後は休業とする事竝に明後日は午前九時より十一時まで谷田講師の監獄學講義あり續て同氏は口述試驗を行はるゝ旨告知せり

●二十二日（水）　午前十時より十二時まで刑法（二問題）試驗を行ふ

清水講師は問題の旨趣を說明せられたり

●二十三日（木）　午前九時より十時三十分まで谷田講師監獄學講義あり終て同師は練習生二十名に對し席次の順に口述試驗を行ふ

午後一時より練習生一同東京監獄を參觀する事となり同監獄へ參集せり明日は午前九時より練習生一同小菅監獄を參觀する事となりたり

●二十四日（金）　豫定の如く小菅監獄を參觀せり

●十五日（土）　午前九時より十時四十分まで谷田講師の監獄學講義あり續て前々日執行殘りの練習生に對し口述試驗を行ひ午後三時終了尙同師講義は本日を以て完結せり

練習生白土壽期（水戸）は妻病死の爲め歸任中の處本日出席谷田講師より監獄學の口述試驗を受けたり尙同生試驗を受け得ざりし事情を察し特に補缺試驗を行ふ事となれり

●二十七日（月）　白土練習生に對し監獄法規、衞生學、統計學、刑法、刑事訴訟法の各課目に就き試驗を行へり

●二十八日（火）　休み

●二十九日（水）　豊野幹事午後一時練習生一同に對し試驗の成績を發表し且つ學期中の經過及歸任後の將來に就き注意を爲せり

●三十日（木）　午前十時より修業證書授與式を行ふ事なるを以て練習生一同九時三十分集合し講師練習生の一團は監獄協會裏にて撮影し續て式に移り練習所長より練習生に修業證書を授與し次に學期中に於ける經過等を報告し次に岡部司法大臣の祝辭を讀講師總代として樋口秀雄氏演說、長谷川東京控訴院長の祝辭あり最後に修業生總代長山始氏の答辭ありて式を閉ぢたり

修業證書授與式と共に本學期の練習所を閉鎖したり

式後來賓に粗餐を供し練習生には菓子及成績表一枚つゝを配付せり、招待せし重なる來賓は司法省高等官一同、講師及本會名譽會員の外檢事總長東京控訴院長檢事長內務地方警保兩局長內閣統計局長竝附近監獄典獄等なりき

本日監獄官練習所側の役員として出席したるは小山會長豐野、谷田、藤澤、木名瀨、畑、森の各理事及立石、兒島、吉川、香川書記等なり

叙任及辭令

叙任及辭令

任看守長給十一級俸
同　上　（巢鴨）看守　山内末吉
任看守長給十級俸
同　上　（巢鴨）看守　石川亥之松
任統監府看守長給八級俸　（神戸）看守　土井藤吉
任統監府看守長給八級俸　（福岡）看守長　岡本策
咸興監獄清津分監長ヲ命ス　同　上
任統監府看守長給八級俸　（横濱）看守長　田中鴻
公州監獄在勤ヲ命ス　同　上
二級俸下賜　（福岡）監獄署　杉本其雄
三級俸下賜　（名古屋）監獄署　板津七三郎
同　上　（堀川）監獄署　比能啓二郎
同　上　（函館）監獄署　川島義夫
同　上　（山口）監獄署　柏木直九郎
西級俸下賜　（松山）監獄署　叁濟一
五級俸下賜　同　上
六級俸下賜　同　上
七級俸下賜　同　上
同　上　（巢鴨）看守　山内末吉
同　上　（神戸）看守　石川亥之松
給月俸三十七圓　同　上　（神戸）看守　土井藤吉
同　上　（福岡）看守長　岡本策
給八級俸　同　上　（横濱）看守長　田中鴻
同　上　（廣島）看守長　山崎千吉
給六級俸　同　上　（巢鴨）看守　坂井冽
給七級俸　同　上　（市谷）看守長　中村基吉
同　上　（神戸）看守長　河合哲
給五級俸　同　上　（神戸）看守長　井上金次郎
同　上　（神戸）看守長　山崎治平
給九級俸　同　上　（神戸）看守長　阿部治彦
監獄署ヲ命ス三級俸下賜　（神戸）看守長　岡村達太
監獄署ヲ命ス四級俸下賜　（金澤）看守長　鈴井正親
（名古屋）敎誨師　光弘砧言　（神戸）看守長　横田作藏
（長野）敎誨師　磐井宗成　（神戸）看守長　萩原貞喜
（小菅）敎誨師　西元龍拳　（廣島）看守長　倉田每允
（福岡）敎誨師　織田信行　（松山）看守長　安部英夫
（宮城）敎誨師　蒔田楚雲　（松山）看守長　田中熊夫
（十勝）敎誨師　中澤堯雄　（神戸）看守長　西原幸三
（堀川）敎誨師　那須寂湛　（宮城）監獄署　櫻田三六
（廣島）看守長　山崎千吉　（浦和）監獄署　齋藤廉清
（巢鴨）看守長　坂井冽
（市谷）看長　中村基吉
（神戸）看守長　河合哲
（神戸）看守長　井上金次郎
（神戸）看守長　山崎治平
（神戸）看守長　阿部治彦
（神戸）看守長　岡村達太
（金澤）看守長　鈴井正親
（神戸）看守長　横田作藏
（廣島）看守長　倉田每允
（松山）看守長　安部英夫
（松山）看守長　田中熊夫
（神戸）看守長　西原幸三
（宮城）監獄署　櫻田三六
（浦和）監獄署　齋藤廉清

敎誨師ヲ命ス七級俸下賜　（樺　戸）敎誨師　本田八重丸
敎誨師ヲ命ス八級俸下賜　（水　戸）敎誨師　田口義見
長野監獄詰ヲ命ス　（福　井）看守長　佐藤錬次郎
福井監獄詰ヲ命ス　（長　野）看守長　赤池馬之助
給十級俸
依願免本官　休職看守長　伊吹正介
同　上　休職看守長　矢田金藤

質疑

（問）假出場の取消に就ては刑法中何等規定する所なし右は取消すことを得ざるものなりや取消し得べしとせば其取消に要する標準及取消に關する手續如何

（答）假出場は取消すことを得ず

（問）檢事に於て假出獄取消の命令を執行し還納せしめたる假出獄證票は刑を執行する監獄の典獄に送致すべきものなるや

（答）假出獄證票は收監したる監獄に送致すべきものとす

（問）刑法施行前言渡したる換刑輕禁錮及拘留は刑法第十八條に依り當然消滅し勞役場留置と命名すべきものなりや

（答）勞役場留置と命名すべきものに非ずと信ず





法學博士　小河滋次郎君序
監獄敎誨師　西元龍拳君著

增補訂正 實用讀本 完

（增訂六版）

◎假名より漢文まで學ぶ順序ある讀本です
◎修身及び實業を心得る實用學の讀本です
◎日本國民として心得べき一班を學ぶ讀本です
足らざるを補ひ誤れるを正し愛讀者の遺憾とする所を增訂し更に二十餘頁を加へて顧客の良友なることを得ました……爲に實價金三十錢となりましたけれども猶有益且廉價なることは讀書界の第一位であります……斯的要務に呼び起されて獨特の材料を胞胚するの譏譽に背きませなんだのは千万の面目……誰人も必携の良書熟讀して御覽下さい

洋紙菊版美本
實價金三十錢
郵稅金八錢

發行所　東京書院
東京京四谷區愛住町二番地
（電話番町特二十一番）
振替貯金口座七九八三番

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（監獄協會雜誌第貳拾參號第七號）（明治四十三年七月二十日發行每月一回二十日發行）

會費送附方

肩書 番地	東京市麹町區飯田町 五丁目三十番地	
宛名	監獄協會理事　藤澤正啓	
振込局名	神田一ッ橋通郵便局	

明治四十三年七月二十日發行　（定價金拾貳錢）

東京市牛込區市ヶ谷谷町五十三番地
發行兼編輯人　豐野胤珍

東京市四谷區愛住町二番地
印刷人　磯村政富

東京市麹町區飯田町五丁目三十番地
發行所　監獄協會

東京市四谷區荒木町二十七番地
印刷所　東京書院印刷部

東京市四谷區愛住町二番地
賣捌所　東京書院